

令和5年度第1回静岡県事業評価監視委員会 会議録

日 時	令和5年9月8日(金) 午後1時15分から午後4時41分
場 所	静岡県庁別館7階第4会議室ABC
出席者 職・氏名	○委員 加藤 亮(東京農工大学農学研究院教授) 加藤 裕治(静岡文化芸術大学文化政策学部教授)【委員長】 久留戸 涼子(常葉大学教育学部教授) 佐野 公洋(弁護士) 鳥海 梓(東京大学生産技術研究所助教) 服部 乃利子(静岡県地球温暖化防止活動推進センター次長) 松本 健作(静岡理工科大学理工学部教授) (敬称略、五十音順)  ○事務局 酒井交通基盤部理事、高梨交通基盤部理事、田保農地局長 他
議 題	会議内容 (1) 再評価対象事業の審議 (2) 事後評価対象事業の審議
資 料	・次第 ・座席表 ・委員名簿 ・委員会スケジュール ・資料-意見募集 ・資料1～資料8 ・再評価のパワーポイント資料 ・事後評価のパワーポイント資料

令和5年度第1回静岡県事業評価監視委員会 会議録

令和5年9月8日(金)  
県庁別館7階第4会議室ABC

午後1時15分開会

○木村建設政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回静岡県事業評価監視委員会を開会いたします。

開会に当たり、事務局を代表いたしまして、交通基盤部理事の酒井からご挨拶を申し上げます。

○酒井交通基盤部理事 交通基盤部理事の酒井でございます。

本日は、お足元の悪い中、参加していただきまして誠にありがとうございます。令和5年度第1回静岡県事業評価監視委員会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

当委員会でございますが、土木、農地、森林などの各分野における静岡県の公共事業に関しまして、県が実施する事業評価に対しまして、それぞれのご専門のお立場から第三者としてのご意見を伺う場ということで、平成10年度に設置されておりまして、今年度で26回目を迎えているという状況でございます。

事業評価のうち、再評価の目的は、事業期間の長い事業などを対象としまして、社会情勢の変化等を踏まえて事業継続の妥当性を確認するというところでございます。また、事後評価の目的は、事業完了後一定期間が経過した事業の効果等を確認するというものでございます。

今年度の事業評価の対象となる案件は、経済産業部、交通基盤部が所管する事業のうち、再評価が26事業、事後評価が6事業、合わせて32事業でございます。本日は、このうち12事業を代表として、説明、ご審議をいただくということでございます。

また、11月に予定する第2回の委員会において対応方針案を決定するとともに、附帯意見等を取りまとめさせていただきます。県が自ら行った評価を本委員会委員の皆様にご審議いただくことは、事業評価の客観性と透明性を確保するため大変重要であると認識しております。長時間のご審議となりますが、皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村建設政策課長 本日の会議につきましては、事前に周知させていただいたとおり、ペーパーレス会議として実施させていただきます。向かって正面にご覧いただけます。もしくはお手元のタブレットで資料をご確認ください。

まず初めに、タブレットの使用方法につきまして事務局から説明をさせていただきます。

(タブレット操作方法、資料確認)

○木村建設政策課長 今回の委員会は、委員の改選後初めての会議となります。画面に示す委員名簿をご覧ください。

今回、第13期として、再任6名、新任3名、合わせて9名の方に委員にご就任いただきました。新任の3名の委員は、弁護士の佐野先生、筑波大学システム情報系の谷口教授、静岡理工科大学理工学部の松本教授です。

このメンバーで令和5年度から2年間審議をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の委員会でございますが、9名の委員のうち、今泉委員が欠席。それから谷口委員が海外に出張中ということで、Wi-Fi環境に合わせてご参加いただける都合となっております。それから、加藤亮委員、鳥海委員がWebでの参加となります。委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らし、定数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、前期まで委員長を務めていただきました大石先生が任期満了に伴い退任されましたので、初めに委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長の選出は、委員会設置要綱第4条第2項の規定により、「委員長は、委員の互選によりこれを定める」とされております。どなたかご推薦をいただけませんか。

○久留戸委員 加藤裕治委員を推薦させていただきます。

○木村建設政策課長 ただいま久留戸委員からご推薦がありましたが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

○木村建設政策課長 それでは、ご賛同いただきましたので、加藤裕治委員に委員長をお願いしたいと思います。加藤裕治委員、ご承諾をいただけますでしょうか。

○加藤(裕)委員 お引き受けさせていただきます。

○木村建設政策課長 ご承諾ありがとうございます。

それでは、加藤裕治委員、委員長席にお移りいただきたいと思ひます。

それでは、ここからの進行は加藤裕治委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤(裕)委員長 ただいまご推薦いただきました加藤と申します。委員の先生方、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思ひます。

初めに、委員会運営要領第4条の規定によりまして、本日の議事録署名人を鳥海委員にお願いしたいと思います。鳥海委員、よろしいでしょうか。

○鳥海委員 かしこまりました。

○加藤(裕)委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは次に、評価対象事業と審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤島班長 事務局の藤島です。私の方から、審議の進め方等について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

一番初めに、審議の進め方について説明させていただきます。

審議は、先に再評価、その後事後評価の順でお願いいたします。

再評価の対象事業についてご説明します。正面モニター、もしくはタブレットにおきまして、資料1、「令和5年度公共事業再評価対象事業一覧表」をご覧ください。

本年度は、26事業につきまして審議をお願いいたします。なお、これら26事業につきましては、7月に実施しました交通基盤部の審査会等で審議をしており、本日はこのうち、社会的注目度の高い事業、また事業規模の大きい事業、計画期間、事業費の変更に大きい事業など、代表しまして6事業につきましてご説明いたします。

再評価対象事業につきましては、審議の参考とするため、県民意見としまして、自治会等の事業関係者への聞き取りと、一般県民の方を対象とした意見募集の2つの方法で行っております。

自治会等の関係者に対する聞き取り等による意見につきましては、意見の概要とその対応方法を資料5に取りまとめております。

資料5をご覧ください。幾つか事例を紹介させていただきたいと思ひます。

資料のうち、下の方にページ数を振っておりますが、資料5-5をご覧ください。

道路事業の「国道414号静浦バイパス」につきましては、表の左側の番号1、3にあり

ますように、早期の全線開通を望む声や、沿線の施設工業団地への企業の進出希望が寄せられており、「地域活性化に大きく貢献することが期待できる」などの意見をいただいております。県といたしましては、引き続き早期完成に向けて事業の推進に努めてまいります。

続きまして、資料5-9をご覧ください。

河川事業の「二級河川馬込川」につきましては、表の左側の番号3、9にありますように、「水門があれば避難時間も多く取れ、多くの命が救われることから、早期完成を望む」といった声や、「地域にとって最も安全で安心な対策と感じ、水門建設の検討、建設の経緯を振り返ることができるよう記録を残してほしい」などの意見をいただいております。県といたしましては、引き続き早期完成に向けて事業の推進を図るとともに、可能な限り記録等を保存するように努めてまいります。

これらのほか、地域住民等の関係者から、事業における地元への配慮や施設の早期完成を望む声など多数のご意見をいただいております。県といたしましては、今後も引き続き地元や関係機関とコミュニケーションを取りながら、早期完成に向けて事業を推進してまいります。

また、冒頭言いました県民に対する意見募集につきましては、画面、タブレットに示します「資料-意見募集」に記載のとおり、18人から延べ21件のご意見をいただきました。本日は資料の提供までに留めさせていただき、これらの意見への対応方針につきましては次回の委員会にお示しいたします。

次に、事後評価についてご説明させていただきます。

資料3の「令和5年度公共事業事後評価対象事業一覧表」をご覧ください。

本年度は6事業について審議をお願いいたします。これら6事業のうち、本日は6事業全てにつきまして代表して説明させていただきます。

各事業の審議につきましては、再評価、事後評価とも、1件当たりの審議時間を、説明7分、質疑8分の計15分を目安とさせていただきます。

次に、昨年度のご意見に対する取組状況について報告させていただきます。資料8をご覧ください。

再評価、事後評価それぞれの取組について説明させていただきます。

再評価につきましては、昨年度、3つの附帯意見をいただきました。

資料8-6をご覧ください。

1つ目として、街路事業「沼津駅付近連続立体交差事業」について、地元への理解促進やコスト縮減、長期にわたる事業期間への配慮に関するご意見をいただきました。

こちらにつきましては、まず、地域住民等の事業への理解を深めるための取組としまして、上段にありますとおり、住民から事業に対する意見を直接聞き取る「まちかどトーク」等によるコミュニケーションの継続や、地元説明会を通じて事業への一層の理解を深めてまいります。

コスト縮減として、中段にありますとおり、鉄道事業者と調整の上、鉄道高架橋のプレキャスト化等を検討してまいります。

また、長期にわたる事業期間への配慮としまして、沼津市が進めるまちづくり事業とも連携しながら、段階的な事業効果の発現や、供用後の生活環境への影響に関するモニタリングの実施等、適切に対応してまいります。

続きまして、資料8-8をご覧ください。

2つ目としまして、河川改修事業「一級河川沼川」における、コスト管理の徹底や事業効果の早期発現、暗渠部分の上部利用の検討に関するご意見をいただきました。

こちらにつきましては、早期完成に向けた計画的な予算確保に加え、施工方法の見直し等によるコスト縮減にも取り組むとともに、国やJR東海等と調整を図りながら事業効果の早期発現を図ってまいります。

また、暗渠区間の上部利用として、地元住民、市、県等の関係者が連携しながら、地域にとって最も有意義な利活用となるよう具体的な協議を進めてまいります。

続きまして、資料8-10をご覧ください。

3つ目としまして、再評価事業における事業費等の増加に対する当初計画時や事業着手後のより詳細な検討、コスト管理の徹底に関するご意見をいただきました。

こちらにつきましては、当初計画時の取組として、中段にありますとおり、全県のデータベース化している地質調査データや3次元点群データによる詳細な地形図を活用し、概略検討の精度を高めるように取り組んでまいります。

労務費や資材の高騰等により、事業着手後のやむを得ない変更が生じた場合は、適切に事業費に反映させるとともに、新たなコスト縮減策の検討等、コスト管理を徹底してまいります。また、変更内容については、引き続き事業評価資料に反映、公表していくほか、事業期間の延伸について、地元説明等で丁寧に説明してまいります。

次に、事後評価につきましては、2つの附帯意見をいただきました。資料8-12をご

覧ください。

1つ目として、今後も予想される水災害の頻発化・激甚化に対し、未整備区間の早期着手や整備した河川施設等の適切な維持管理の推進についてご意見をいただきました。

こちらにつきましては、上段にありますとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を最大限に活用し、河川整備計画に位置づけられた整備区間の改修等を引き続き推進してまいります。

また、下段にありますとおり、河川施設完成後は、定期的なパトロールや豪雨による出水後のパトロールを実施することで堆積状況の把握に努め、維持管理のための河道内の浚渫や除草を定期的に行なっております。

資料8-14をご覧ください。

2つ目としまして、農村整備事業「新エネ大井川右岸」における、農業用水を利用した小水力発電の導入事例について、県内への展開の推進についてご意見をいただきました。

こちらにつきましては、小水力発電の導入推進のため、行政や企業、NPO等が協働して導入促進を目指す「小水力等利用推進協議会」等において情報を共有し、横展開が図られるよう、官民が一体となり普及拡大に向けて取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○加藤（裕）委員長 ただいま事務局から、審議案件、会議の進め方などにつきまして説明がありましたが、何かご質問はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

意見がないようですので、審議は再評価、事後評価の順に進めさせていただきます。

それでは、再評価につきまして説明をお願いします。事務局からも説明がありましたが、1件当たりの審議時間は、質疑を含めておおむね15分程度を目安とします。ご協力をお願いいたします。

それでは初めに、農地整備課所管事業につきまして説明をお願いします。

○細野農地整備課長 農地整備課長の細野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、再評価地区畑地帯総合整備事業「西浦みかん東部地区」について、ご説明申し上げます。

事業概要と事業の目的でございます。

沼津市の内浦から西浦地域につきましては、古くから柑橘の栽培が盛んなところでございますけれども、地形が急峻でございまして、既設の農道が狭くて、また用水施設が

整っていないことから、農作業の効率が著しく低い状況でございます。こうした中、営農の効率化や作物の品質向上、担い手農家の経営規模の拡大につなげるため、現在7地区に分けて農道や用水施設の整備を行なっております。

本地区は、受益面積207.4ha、事業費44億円にて、令和11年度完了を目指しております。当初計画からの変更内容でございます。

令和4年度の計画変更で事業費が約17億円増加し、工期も7年延長しております。工法変更によるものが約11億7,000万円で、残りの5億6,000万円が物価変動によるものでございます。

主な工法変更は3点ございます。

1点目は、樹園地を極力減らさないように農道を山側に寄せた結果、ブロック積の延長が増加しております。

2点目は、柑橘の品質に影響が出ないように、路床安定処理剤を飛散しにくいタイプに変更しております。

3点目は、委託業務の件費の高騰や柑橘の補償単価の見直しによりまして、測量試験費や補償費が増額したものでございます。

事業を巡る社会経済情勢等の変化でございます。

柑橘の共選場に光センサー式の糖酸分析器を導入いたしまして、商品価値の見える化が図られました。事業採択以降は、西浦みかんの機能性表示認可、それから西浦みかん「寿太郎」の名前でGI保護登録もされております。

「寿太郎みかん」は、一般的な温州みかんに比べ2倍以上の高値で取引されるものもあります。その単価は事業採択時の1.5倍となっており、地域全体の生産量も1.3倍に増加をしているところでございます。

応援体制としましては、西浦みかん土地改良区が設立をされまして、援農ボランティアにより営農に必要な人手が確保されるようになりました。

今後の取組といたしまして、防除作業等の遠隔操作の実証実験が計画をされております。

投資効果と進捗状況でございます。

総受益比は1.3、内部収益率は6.9となっております。進捗率は、事業費ベースで61.6%、事業量ベースで49.3%となっております。

主要な認定農業者は11名いらっしゃいますけれども、その方への農地集積は採択前に

比べて約2倍というふうになっております。本事業の進捗に伴い営農環境が向上し、農地の利用集積が図られているものと推察をしております。

農道と農業用水の効果についてでございます。

新たな農道開設による輸送距離の短縮や、既設農道の拡幅により走行速度が向上いたしまして、車両の稼働時間の短縮が図られております。走行経費につきましては、事業完了後は61%縮減されると見込んでおります。

農業用水は、これまで地区外の離れた水源から輸送をしておりましたが、本事業にて地区内に給水スタンドを設置いたしまして、用水輸送等の所要時間の短縮を図っております。

営農経費については、事業完了後、72%縮減されると見込んでおります。

次に、避難路としての期待でございます。

内浦から西浦地域の高台を幹線農道で接続をする計画でございます。沿岸集落から高台への移動可能な路線につきましては、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」の「避難路」として整備をしております。全体約15kmのうち、本地区の計画延長は3.7kmぐらいであります。令和4年度末までに約7割の2.7kmが完了をしております。

今後の進捗の見込みです。

幹線道路の約7割が通行できる状態ですが、支線農道の進捗は1割にとどまっております。本地区の課題は、現道の幅員が狭小で両方からの施工が困難なこと。それから、雨が少ない11月から2月が柑橘類の収穫・出荷と重なりまして施工ができないことです。この結果、これまでは年間施工量は約400mとなっております。今後は、完成した農道と現道を一部拡幅し、起点・終点の両方から施工ができるようにし、年間施工量を700mまで上げることとしております。

コスト縮減についてでございます。

農道の中心線を谷側に寄せて山側の掘削を抑えながら、谷側の畑面に建設発生土を搬入いたしまして、施工性のよい農道を創出する取組をしております。これによりまして、谷側のブロック積擁壁等の構造物が不要となり、工事費と用地買収補償費の縮減が図られます。現在地区内において6か所計画しており、1か所実施済みでございます。

また、建設発生土は耕作に適した土質が多いことから、耕作土や土壌改良土としても活用が可能であり、先ほど申した6か所とは別に、受入れ要望が多い状況でございます。令和4年度末までに、15筆、2.5haの畑に搬入済みでございます。今後さらに面積を広げ

まして、全体で約5.4haに搬入する予定でございます。

これらにより、合計2億2,600万円のコスト縮減を見込んでおります。

対応方針(案)でございます。

本地区は、ブランドである「寿太郎みかん」の産地が確立されております。既に「寿太郎みかん」の高付加価値化が図られておまして、県は、さらなる生産力強化や高品質化に資する基盤整備を実施しております。受益者は営農意欲が非常に高く、また農道を緊急時の避難路として期待しており、事業の確実な実行と早期完了を熱望しております。

今後も、ドローン等を利用した営農の実証実験を計画するなど、地域全体で生産体制の強化に向けた不断の取組を進めていくこととしており、県といたしましては、地域の期待に応えるべく、本事業を継続し、早期完了を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○加藤(裕)委員長 ありがとうございます。

ただいま農地整備課事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。Webで参加されている先生方も、何かアクションしていただければご指名しますので、よろしくお願いたします。

久留戸先生。

○久留戸委員 ちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけども、「寿太郎みかん」の中の「プレミアムゴールド」というのはどういうものになりますか。

○細野農地整備課長 「寿太郎プレミアムゴールド」は、さらに甘さが増しているということでしょうかと思います。

○久留戸委員 それは、特定のところでそれが取れるということですかね。地域の中の、さらにこの部分みたいな感じですか。

○細野農地整備課長 「寿太郎みかん」というのが、貯蔵をしながら甘く仕立てていくものなんですけれども、「プレミアム」については、さらに冷風貯蔵技術で鮮度を高めて甘みを増すというようなものがございます。単価も高いというものでございます。

○久留戸委員 じゃ、同じように取れたものの中で、貯蔵方法を変えるとそういうふうになるみたいな？

○細野農地整備課長 ということでございます。

○久留戸委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ほか、よろしいでしょうか。

じゃ、ネットの方で、加藤先生ですね。よろしくお願ひいたします。

○加藤（亮）委員 加藤です。ネットから、すみません。

受益者の「寿太郎みかん」農家の農家数の将来動向とか、そういうのはデータとしてあるんでしょうか。要は、「今後も継続してやっていきたい」とかという農家さんの数ですとか動向なんですけれど。

○細野農地整備課長 今、どれだけ将来やっていくかという動向自体の数値は持ち合わせていないんですけれども、「寿太郎みかん」自体が完全に地域のブランドになっておりますので、生産量はこれから増えていくというところで、生産量が上がっていますので、作る方も、横ばいしないしは上昇していくんじゃないかというふうに思っております。

動向につきましては、また後日、数値としてお示しさせていただきたいと思ひます。

○加藤（亮）委員 分かりました。

いわゆる経営法人。農業法人とか、水田の場合ですと「担い手」とか「集団化」とかというような言い方をしていますけれど、そういう、何ていうんでしょうね。地域での組織的な取組とかというものはなくて、やっぱり個人的な農家が今後も中心になっていくというような考え方でしょうか。

○細野農地整備課長 「寿太郎みかん」については、個人的に広がって、個人で皆さんやられているのが多いタイプでございます。

○加藤（亮）委員 そうですか。その場合、経営規模の拡大とか、そういうようなことまでは今回考えなくていいということですかね。要は、現状における農業水利のサービスの向上、あるいは現状の施設の維持というか、そういうところまででこの事業としては十分だという考え方なんですかね。

○細野農地整備課長 今回事業をやるに当たりまして、通作の条件がかなり上がっている状況ですので、これまで個人として「もっと広げたいよ」という方もいらっしゃったんですが、広げられる状況じゃなかったものですから、これからこの道路が造られて水がすぐ手に入るということで、個人の方も徐々に広げているという状況でございます。担い手さんの集積が図られているということでもよろしいかと思ひます。

○加藤（亮）委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 加藤先生、ありがとうございます。

佐野先生。

○佐野委員 すみません。お尋ねします。

資料の6ページなんですけれども、実施前と実施後、完成イメージの写真とかが載っているページです。これの右側、給水スタンドの話なんですけど、これは「無し」の状態から「完成イメージ」となって、この完成イメージが、軽トラが置いてあって道ができてというので、どれが給水スタンドなのかがちょっとよく分からなかったんですが。

○細野農地整備課長 軽トラックの左側後ろに棒みたいなのが立っていると思うんですけども、これが給水スタンドで、鋼製のものがぐっと道から立ち上がりまして、上が蛇腹のホースになっていて、軽トラに乗っているタンクに水を入れているという状況です。それを皆さん、畑の近くまで行って自分のポンプで押し出しているという状況でございます。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 それでは服部委員、お願ひします。

○服部委員 お願ひします。

まず、評価させていただきたいなど思っているのが、同じ6ページにある年間走行距離が非常に減ったというところなんです。経費も含めて、事業効果として効果が非常に分かりやすく、営農経費も72%減ということで、とても良いと思ひます。次に3ページ、「当初計画からの変更」についてお尋ねします。

これは、農道の見直しによってブロックが積み上がったこと。それから、人件費は仕方ないかなと思ひますが、補償単価の見直しをしたこと、あと用地補償をしたこと、物価変動も伴って、かなり大きく事業費がプラスになっています。これは完成が令和11年で、あと5年、6年ある中で、またこれが改めて上がっていくとか、変更されるのではないか、というような見直しなどがあれば教えていただけますか。

○細野農地整備課長 ブロック積の延長につきましては、当初は紙の上で計画しておりますので、実際に現場へ入りますと、やっぱりこれはみかんを育てる事業なものですから、できるだけみかん畑を潰さないということで、どうしても山林側に寄ってしまうと、どうしても山側の方にブロックができてしまうということで延長が伸びました。

これについては、採択をされる前のお金ではじいていたんですけども、採択後に、しっかり現地に入って地元の方と路線の話合いをした中で、今は大体もうお金は決まっていますので、今後は増える見込みは持っておりません。

以上でございます。

○加藤（裕）委員長 じゃ、どうぞ。

○松本委員 10ページの、発生した盛土で土地を造ってという話。あれは非常にうまいやり方だなと思って感心いたしました。

1点ご質問ですが、10ページの今後の話で、一番最後、ドローンを利用した営農の実証実験ということですが、これはもちろん県でやるんでしょうけれども、農家さんから「どういったことをしてほしい」という希望があってやっていくのか、何か狙いを持って県の方でやっていくのか。具体としてどういうことを考えられているのかを教えてください。

○細野農地整備課長 今、水田の場合は、大分もうドローンによる防除作業、農薬作業というのが確立されてきているんですけど、みかん畑についてはそんなに進んでいないのですから、みかん畑においてこういう実験をしながら、どういうやり方がいいかというのを探している状況でございます、どちらかというと、行政側で今いろんな手法を探っているという状況でございます。

○松本委員 承知しました。ありがとうございました。以上です。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ちょっと時間の方が、これで15分ぐらい経っているかなという気がいたしますので、一応ここで意見の方を終わらせていただいて、次に進みたいと思います。各先生、ありがとうございました。

それでは続きまして、農地保全課所管事業の2つの案件につきまして、一括して説明をお願いいたします。

○好田農地保全課長 農地保全課長の好田です。よろしく申し上げます。

農地保全課が所管している事業は、資料1のナンバー2からナンバー4の3件でございます。3つの視点、事業の必要性、今後の事業の進捗の見込み、コスト縮減・代替案立案の可能性の視点から判断しまして、いずれの事業も、県として「継続する」という対応方針案にて委員会にお諮りするものでございます。

説明につきましては、農村整備の区分であります集落基盤整備事業「朝霧高原地区」と、農地保全の区分を代表して、農地防災事業「米津排水路地区」の2件についてさせていただきます。

それでは、代表事業説明資料の再評価の12ページ、ページ番号でいきますと②-1をご覧ください。朝霧高原地区についてご説明します。

事業の目的です。

本地区は富士宮市の北部に位置し、県下有数の酪農地帯であるとともに、富士宮市の食を生かしたまちづくり「フードバレー構想」を支える食の供給基地となっております。しかし、農業生産基盤整備の遅れから、地域農業の発展に支障を来しております。また、生活環境の基盤である営農飲雑用水の老朽化が進むなど、早急な整備が求められております。

このため、農業生産基盤整備により、豊かな食を供給する農地の生産性向上を図りつつ、営農飲雑用水などの農村生活環境整備により定住環境の整備を一体的に行なうことで、農村地域の維持・活性化を図ることを目的としております。

事業概要です。

本地区は、富士宮市北部の旧上出村と北山村全域を事業範囲としております。歴史、文化、生活の一体性を持ち続けてきた地域でございます。国道139号を軸に、富士山の景観や酪農資源を活用した観光交流や、地域産業・経済の振興が図られている地域であります。

受益面積は195.3ha、工期は平成25年度から令和7年度です。事業費は21億8,500万円です。

農業生産基盤整備としましては、農道5路線、農業用排水路2路線、ほ場1か所を整備します。

また、農村生活環境整備としては、集落道4路線、集落排水路1路線、営農飲雑用水約9kmを整備します。

当初計画からの変更点と主な理由についてご説明します。

計画期間は平成25年度から令和2年度までを計画しておりましたが、営農飲雑用水の埋設に係る道路協議や施設管理者協議、施工時期調整などに不測の日数を要したため、令和7年度まで5年間延長しております。

全体事業費は、農道及び集落道整備において、基礎地盤が当初の想定より軟弱であったため路床改良が必要となったことと、営農飲雑用水においては、当初は同じ位置での更新を計画しておりましたが、実施設計時におきまして施設管理者と改めて協議した結果、管路の多くが民地に設置されているということで、維持管理の観点から公道埋設のルートに変更したため、管路延長の増加と舗装復旧工事の追加により増額しております。これにより、約13億5,000万円から21億9,000万円に増額しております。

視点1、「事業の必要性等」のうち、「事業を巡る社会情勢等の変化」です。

本地区は、農業の担い手不足や高齢化が進み、農道も狭小なため、一部で荒廃農地が確認されております。

農道1号では、現況3mの幅員から4.5mに拡幅したことで、本地域でよく使用されています。小型トラックの擦れ違いや、牧草の収穫などで使用されるハーベスターなどの大型農業車両の通行が可能となり、生産性の向上が図られております。

ほ場整備におきましては、小規模で不整形な農地を大区画化することで生産性向上と省力化が図られました。整備された農地の一部では、地区外の大規模経営体が参入し借り受けるなど、担い手農家への農地集積も進んでおります。

営農飲雑用水については、老朽化した施設の更新整備により、この地域で生活するための飲料水等が安定供給され、また公道ヘルト変更したことで施設の維持管理や点検が容易となっております。

事業着手した平成25年には、地場産品の直売所「わいわい市」が誕生し、地域の野菜や加工品の販売を始めております。さらに、栽培した落花生をピクルスに加工して販売するなど、本事業を契機に地域に変化が生じました。このように、本地区の多様な農産物は、フードバレー構想の「食の循環」を支えております。

平成28年には井之頭振興協議会が発足し、都市農村交流を促進するため、里山体験ツアーやファームトリップなどを行なっております。

また、移住定住促進活動にも力を入れ、平成28年度以降、井之頭地域に、全て小さなお子さんがある8つの家族が移住してきました。

このほか、令和元年にはダイヤモンドプリンセス号のツアーの受入れを始めました。コロナ禍で休止してございましたけれども、本年4月から受入れを再開しており、インバウンドによる地域の活性化が期待できます。

また、コロナ下の令和3年には、富士宮市内の住民を対象にした、地域を知ってもらう「農村マイクロツーリズムモニターツアー」を実施しました。参加者からは、「身近な地域の魅力を新たに発見することができた」「地元の方との交流がよかった」「地場産のお弁当がおいしかった」など、大変好評を得ております。ツアーコースには、ほ場整備を行なった箇所の見学などもあり、事業を通じて地域の活性化が図られております。

次に、事業の投資効果です。

営農経費節減効果、走行経費節減効果、生活環境改善効果などが見込まれ、総便益は

142億円、総費用は71億円で、総費用総便益比は2.00、経済的内部収益率は17.39となっております。

事業の進捗状況は、令和5年度末見込みで、事業費ベース82.9%、事業量ベース91.9%となっております。

「今後の事業の進捗見込み」です。

農道は5路線のうち4路線が完了し、残り1路線の整備を進めております。

農業用排水路2路線につきましては、おおむね地元合意が図られており、今後整備を進めてまいります。

集落道は4路線のうち2路線が完了し、残り2路線につきましても、用地買収・補償が完了しているため、今後工事を計画的に進めていきます。

営農飲雑用水は全線の約80%が完了し、残る路線についても施設の予定管理者と道路管理者との協議は調っているため、今後は計画的に工事を進めてまいります。

以上のことから、令和7年度の完了を見込んでおります。

視点3、「コスト縮減・代替案立案等の可能性」についてご説明します。

今後整備を行なう農道3号の建設発生土は地区外の処分場へ搬出する計画でしたが、近隣の酪農家と調整を行なった結果、建設発生土の活用により、凹凸があり勾配の急な牧草地へ搬入して勾配の緩やかな地形に改善することで了解が得られたため、運搬距離の縮減により約1,100万円のコスト縮減が図られる見込みです。

「対応方針(案)」です。

本事業は、農業生産基盤と農村生活環境の整備を一体的に行なうことで地域活性化を図るものであり、農業の担い手不足や地域住民の高齢化等により、事業の必要性は一層高まっております。

これまでの農道、用排水路、ほ場の整備により、多くの農地で効率的な営農が可能となり、農業や農地などの地域資源が健全に保たれております。

また、営農飲雑用水施設などの農村生活環境整備により生活環境が向上するとともに、地域住民による地域資源を活用した都市と農村との交流が活発になっております。

本事業の投資効果は十分に見込め、地元も事業に協力的で事業継続の意向も高く、今後の事業進捗も見込まれます。

以上のことから、本事業を継続し、早期完成を目指してまいります。

続きまして、農地防災事業「米津排水路地区」についてご説明いたします。



事業概要についてご説明します。

本地区はJR浜松駅の南方約4kmに位置し、国道1号等の主要道路に近接する交通条件に恵まれたところで、主に水稲とタマネギが生産されております。

本地区排水路の流域では、周辺の土地利用の変化等により排水路に流れ込む水量が多くなったことによる断面不足や、昭和30年代前半に築造された施設であるため老朽化が著しく、護岸ブロックの崩壊に伴う通水断面の阻害により、豪雨時には甚大な湛水被害が生じております。この湛水被害を軽減するため、米津排水路と屋島川排水路の2路線、合計3,832mの改修を平成25年度に実施しております。

当初からの変更点と主な理由についてご説明します。

計画期間は、当初、平成25年度から令和2年度まででありましたが、地下水位が当初想定したよりも高く、地下水位を低下させるための仮設工事のウエルポイント工による排水処理対策に大幅な手間と費用を要したため、令和7年度まで延長しております。

全体事業費につきましては、物価変動と周辺家屋への工事影響調査に加え、ウエルポイント工による排水処理の変更等に伴い増額しております。

ウエルポイント工の当初計画では、近隣地区の施工実績により設計排水量を想定しておりましたが、事業採択後に地下水測定及び透水試験等を実施した結果、設計排水量が約3.5倍必要となることが判明したため事業費が大幅に増加し、全体事業費が10億4,000万円から26億7,000万円に増額しております。

ウエルポイント工の変更についてご説明します。

左上は、通常のウエルポイント工による排水処理状況です。しかし、左下のように、通常のウエルポイント工法では排水が困難で施工できない区間がございます。その場合には、右上のような深さ10m程度のディープウエルポイント工法で排水処理を行なう必要があります。これらの対策に多額の費用を要したことで工事費が増加しております。

事業を巡る社会情勢等の変化です。

写真は、平成24年8月の豪雨時の状況です。県西部を中心に大雨となり、浜松市では24時間で183mmの雨量を観測しました。この豪雨により、県西部では、浜松市内1か所を含む6か所で崖崩れが発生しております。米津排水路や屋島川排水路周辺においても農地や道路が湛水しました。

排水路の整備前後の状況です。

写真上段は改修前の米津排水路です。断面狭小に加えまして、護岸の損傷に伴い通水

断面を阻害しており、屋島川排水路においても同様の状況でございます。

湛水被害の状況です。

写真上段の黄色の区域が、平成24年8月豪雨の湛水被害発生エリアです。写真下段が、昨年令和4年9月の台風15号による湛水被害発生エリアと排水路の整備状況です。赤線が整備が完了した区間、青線が未整備区間となります。屋島川排水路流域では、令和4年9月時点でおおむね80%の整備が完了していたことで、平成24年8月豪雨で湛水が発生したエリアにおいても湛水被害は生じませんでした。米津排水路流域におきましては、上流の約半分が未整備であったことから湛水被害が発生しております。

令和4年の台風15号では、計画基準雨量の24時間199mmを超える260mmの雨量を観測しましたが、屋島川排水路流域では淡水被害が発生しなかったことから、排水路の整備効果が十分に発揮されたと考えております。

受益者の農業生産の状況です。

排水路の整備が進み、淡水被害の軽減や排水が改良されたことで、従来から盛んであったタマネギが良質かつ安定して生産されております。また、タマネギだけでなくプロコリーやニンジンの栽培も行なわれております。

このグラフは、事業採択直後の平成27年度と令和2年度における、本受益地を含む浜松市沿岸部地域におけるタマネギの栽培面積と販売数量の比較です。栽培面積が約34%増加し、販売数量も21%増加しております。

また、本事業実施前の平成24年に就農し、個人経営で0.6haのタマネギ栽培を実施していた農家は、令和3年に法人化し、現在ではタマネギ以外の栽培も含め、経営面積7ha、販売額5,500万円、正社員4人、パート14人を雇用するなど、地域を代表する経営体に成長しております。

これらの結果、令和5年1月31日には、第52回日本農業賞集団組織の部で、JAとびあ浜松玉葱部会が特別賞を受賞しております。

事業の効果です。

排水路の整備により湛水被害が軽減され、農地・農業用施設及び宅地や周辺工場等の災害防止効果が見込まれます。

総便益は約208億円、総費用約81億円に対する総費用総便益比は2.57となります。

次に、事業の進捗状況です。

2路線ある排水路のうち屋島川排水路の整備が完了し、令和5年度末見込みで、事業

費ベースの進捗率は70.1%、事業量ベースの進捗率は74.4%となります。

今後の事業の進捗見込みについてです。

令和5年度以降は、米津排水路の未整備区間の改修を令和7年度までに実施する計画です。今後の整備方針としましては、残った施工区間を複数区間に分けまして計画的に施工することや、債務工事により施工期間を長く確保することで進捗率を上げてまいります。

排水路の受益地内には、農地・農業用施設以外にも民家や工場等も数多くあるため、地元自治会や施設管理者である土地改良区から早期の整備完了を熱望されております。

次に、コスト縮減についてご説明します。

既設の米津排水路の構造はおおむね張ブロック水路、屋島川はブロック積水路の2面張構造となっております。両排水路とも隣地に市道や宅地等が存在する区間があり、用地や支障物件等の制約を受ける場合があります。よって、水路形式、構造等については、それぞれの区間の状況を考慮した上で、最も経済的な形式・構造を採用しております。用地等の制約がない場合は、最も安価な張ブロックを採用しております。その結果、約8,000万円のコスト縮減となる予定でございます。

今後の対応方針案です。

本事業の整備により先行改修した屋島川排水路で湛水被害が軽減されており、地域住民等からも、農業生産への被害軽減はもとより、生活基盤への被害軽減も期待できることから、早期完成を熱望されております。

日本農業賞特別賞を受賞したタマネギ以外にも、湛水被害が解消された場所は、プロコリーやニンジン等の栽培が行なわれる優良な農業地域となっております。

また、多面的機能支払交付金を活用して、地域ぐるみで農業用施設等の維持管理や環境保全活動にも取り組んでおります。

このように、地域の要望も強く、また本事業の整備により湛水被害が軽減され、農業経営の安定化と生活環境の安全性の向上が見込まれることから、本事業を継続し、早期完了を目指してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

2つ案件がありましたので、まずは「朝霧高原地区」の案件につきまして、ご質問を賜りたいと思います。委員の先生から、何かありましたら挙手の方をよろしく願います。

たします。

○加藤（亮）委員 農工大の加藤です。

○加藤（裕）委員長 お願いします。

○加藤（亮）委員 朝霧高原につきまして、事業の効果として、最後の方に、インバウンドとかグリーンツーリズムとか、そういったのが計上されているのではないかなと思うんですけど、これは投資効果として便益にはどういうふうに反映するものなんでしょうか。

○好田農地保全課長 このインバウンドによる観光客の便益につきましては、この事業の効果としては見ていません。反映しておりません。

○加藤（亮）委員 入れられないんですね、やっぱり。

○好田農地保全課長 はい、そうですね。

○加藤（亮）委員 残念ですね。今はちょっとコロナだったから、そんなに数字はあれてしょうけれども、別の指標で何か、グリーンツーリズムで外部からどれだけ観光客が来たかとか、そういう数値というのはどこかで持たれているのでしょうか。どこかの部局では残っているのでしょうかね。

○好田農地保全課長 インバウンドでこの地域に来た人数というのは把握はできますけれども、一般に普通に観光で来た人というのは、ちょっと把握はできていない状況です。

○加藤（亮）委員 そうですか。この事業の費用対効果の中には確かに入れられないんですけど、多分そういうインバウンドの数値というのが増加しているというところを定量的に出せるともつとよろしいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○好田農地保全課長 そうですね。検討してみたいと思います。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

こういう、数値にならないところは、ぜひ広報、PRのあたりで、「こういう事業がこういったものにもつながっていく」というようなことを県民に周知していただけるといいのではないかなと思います。加藤先生、どうもありがとうございました。

ほかの先生方から、こちらの朝霧高原の――じゃ、服部先生。

○服部委員 朝霧高原の資料②-4ですね。また当初からの変更点というところで質問させていただきます。

これは、軟弱地盤だったということでもかなり増額されていますが、こういったものは当初の計画時点で分からないものなんでしょうか。

○好田農地保全課長 当初の計画時点では、近隣の土質試験の結果等を参考にしてやっているんですけども、実際工事をやるときには、その地点で土質試験をやって、これが道路の地盤として使えるかどうかという試験をやるものですから、実施設計の段階にならないとちょっと分からないというのが現状でございます。

○服部委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

あと、必要性というところで、やはり農業事業者の皆さんの生活改善というところ。これは、②-6でしょうか。大規模な農業団体さんに成長されたり、飲料水の安定供給などで生活改善ができてきているということ。これも非常に分かりやすく、農家の皆さんにはとても評価の高い部分だと思います。そこは評価できるなと思って拝見しました。

以上です。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほかの先生方から、どうでしょうか。

○鳥海委員 鳥海です。よろしいでしょうか。

○加藤（裕）委員長 鳥海先生、お願いします。

○鳥海委員 ありがとうございます。

先ほどの質問とも少し重複になるんですけど、変更点の4ページのスライドで、ルートの変更があったということで、もともとの民地を通すのが多分できなかつたので道路の下に埋設することになったということなんだと思うんですけど、先ほどの質問とまさに同じなんですけど、もともとの計画がこの民地を通すというふうにしていたのが何か現実的じゃなかつたのかなと思ったりするんですけども、これは、どうして当初からこの民地に影響を及ぼさないルートに設定していなかつたのかというところをお伺いしたいんですけども。

○好田農地保全課長 この地区の営農飲雑用水なんですけれども、昭和20年の国営開拓事業で一番最初に整備されておりまして、その当時の管理図というのが古文書みたいな管理図で、実際のところがしっかりと把握できていなかったということがございます。実施設計の段階で実際一つ一つポイントを落としながらやっていった結果、やっぱりこの民地を通す場合は用地買収もしなければいけないということがございますので、今後のいろんな維持管理も含めた中で、公道ルートを通した方がいいということで施設管理者と協議して、このような変更をしております。

○鳥海委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

○松本委員 その資料②-6の下の、埋設したという話ですね。維持管理しやすくなったというのはそのとおりだなと思うんですけど、書きぶりだけの問題かもしれませんが、点検もしやすくなるんですか。基本的に埋設すると見えにくくなるので、「点検がしやすくなる」という表現がどういうことを言っているのかなと思ったんですけど。

○好田農地保全課長 昔から民地に入っていたところも埋設なんですけれども、点検するときに道路を通って行けるものですから、その分、道路上にもし漏水等の異常があるとすれば、それは見えるといったところで。

○松本委員 つまり、そこまでアプローチしやすくなったという表現ですね。

○好田農地保全課長 はい。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。佐野先生、どうぞ。

○佐野委員 ②-8の、農村マイクロツーリズムモニターツアーを実施されたということなんですけれども、これは今後拡大していく予定ですか。それとも1回やってみたということですか。

○好田農地保全課長 地域の中ではこういうツアーの受入れなんかも行なっていますので、今後この取組は進めていきます。

○佐野委員 県の事業なのに市内住民を対象にしているのがちょっと気になったんですけど、それは市外からは来ないからということですか。

○好田農地保全課長 コロナ禍の中で、近隣からまずファンを多くつくろうといったことでやっております。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ほかの委員の先生方から、よろしいでしょうか。もしなければ、次の米津排水路の方に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうかね。

それでは、次に米津排水路の方の質疑に入りたいと思います。委員の先生方から何かございましたら、ご意見をお願いいたします。服部先生。

○服部委員 資料③-11、「事業の必要性等」の「事業の投資効果」というところでご質問させてください。

災害防止効果というのは、先ほどご説明いただいたように、湛水被害が減ったという

ことで、とても分かりやすいんですが、その次の維持管理費の節減効果というのがあります。この維持管理費というのは、どういったものがかかるのか教えてください。

○好田農地保全課長 維持管理費節減効果につきましては、この排水路整備によって維持管理する施設の面積が増えたということで、施設がない場合に比べて維持管理費が増加するのでマイナスということになっております。

○服部委員 分かりました。了解しました。

○加藤（裕）委員長 ほか、どうでしょうか。どうぞ、松本先生。

○松本委員 ③－７ページの資料です。排水路の整備によって湛水被害が劇的に減ったということで、非常にすばらしいなと思いました。

ちょっと教えてほしいんですけども、上の、例えば黄色くハッチしている湛水被害が発生しているところ。これは、被害が「あり」「なし」的な話をされているじゃないですか。「あり」「なし」って、例えばどこら辺までだったら「あり」とするのか、「なし」とするのか。その閾値って、どういうふうに判断してこういうときに表現するのかなのを教えてください。お願いします。

○好田農地保全課長 高さ的な問題ですかね。

○松本委員 いや、今回ののは何センチまでだったら「あり」にしたのかなという。

○好田農地保全課長 これにつきましては、浜松市の方で現状どこまで浸水したかというのをいろいろ調査して、その結果を公表しているんですけども、それが道路であれば、湛水しているというかそういうところを。何センチという基準までは、ちょっとすみません。

○松本委員 例えば、「被害なし」としたところでも少しは水があるのかなという気がするんですけど、全くかぶっていなかったら「なし」にするとか、ちょっとでもあったら「あり」にするとか、そういう判断なんですか。

○好田農地保全課長 何時間とかというところまではちょっと厳密には分からないんですけども、ある程度何時間も湛水したときには湛水被害があったというふうなことであります。

○松本委員 分かりました。現場に詳しい方が「これは被害」と認識するような状況というのがあって、そういう認識の中で「あり」「なし」を判断されているということですかね。承知しました。結構です。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。

○加藤（亮）委員 よろしいでしょうか。

○加藤（裕）委員長 加藤先生、どうぞお願いします。

○加藤（亮）委員 農工大の加藤です。

すみません。最初のディーブウエルポイント工法についてちょっと伺いたいんですけど、これは排水路の地下水位を低下させるという目的なんですか。

○好田農地保全課長 この工法ですけれども、排水路を施工するときに水があると、掘削もできないし施工もできないものですから、その施工区域の地下水位を下げるといった目的です。

○加藤（亮）委員 先んじて下げて、それから排水路の改修に挑んだということですね。

○好田農地保全課長 そうです。

○加藤（亮）委員 分かりました。ちょっとそこがよく分からなかったの。ありがとうございます。

あと、すみません。こちら辺は、たしか排水路の最終的な出口のところは機械排水になるんですって？

○好田農地保全課長 この両方の河川ともに排水機場が整備されておりまして、ポンプを使って排水を行っております。

○加藤（亮）委員 そうですよ。その排水機場は、これは前の説明のときにもお伺いしたかもしれませんが、土地改良区の所有でしたっけ？

○好田農地保全課長 市が管理しています。

○加藤（亮）委員 市の方でしたっけ？

○好田農地保全課長 はい。

○加藤（亮）委員 そうかそうか。そうすると、市が大体カバーしてくれるので、タマネギの価格変動というか、ポンプを動かしたことによる価格の上昇とか、そういうのはあんまり考えなくていいということなんですかね。

○好田農地保全課長 農作物はほかの産地との兼ね合いもあるものですから、この地域の被害を軽減するというのでこの事業を行っております。

○加藤（亮）委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ほか、どうでしょうか。

私から1点だけよろしいですかね。今のこのディーブウエルポイントの仮排水処理で

すかね。これがちょっと事業費の上積みにつながっているかなということなんですけど、これは最新事例として、これを入れないとなかなか工事が進まないという形で導入されたということなんでしょうか。

○好田農地保全課長 これを行なわないと本当に施工ができない。水位が下がらないとできないものですから、ディープウエルポイントを使用しました。ウエルポイント工も当初は片側だけだったんですけども両側にやったということで仮設費用が非常にかかって、工事費を出すと4割から6割ぐらいかかっていると。それが大きな要因になっております。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございます。

すみません。ちょっと委員長の方から質問してしまったんですけど、ほか、よろしいでしょうか。もしよろしければ、そろそろ時間の都合でここで終わりにしたいと思いますが、よろしいですかね。それでは、こちらで質疑は終わりたいと思います。

それでは続きまして、道路事業について説明をお願いいたします。

○松岡道路整備課長 道路整備課長の松岡です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

資料④-1からご覧ください。

道路事業の再評価ですが、4事業ございまして、そのうち一番上の番号1、「一般国道414号静浦バイパス」を代表箇所として説明いたします。

次のページへいっていただきまして、4事業の位置図ですけれども、図のとおりでありまして、静浦バイパスは伊豆半島の入り口に位置しております。

それでは、説明させていただきます。まずは路線の概要です。

一般国道414号は、下田市を起点として沼津市に至る延長約72kmの、伊豆地域の主要な南北軸を形成する幹線道路でございます。

事業区間は、伊豆の国市南江間から沼津市下香貫までの延長6.9kmでありまして、優先整備区間として進めていた沼津市大平から下香貫までの延長2.5km区間は、令和5年3月27日に供用開始しております。残る延長4.4kmの区間につきましては、早期の事業効果の発現のため、有料道路事業を導入し、公共事業と併せて整備することとしております。

次ですが、事業概要について説明します。

事業期間は平成6年度から令和19年度までで、延長6.9km、全幅27.0mの4車線道路の計画でございますが、暫定2車線で整備いたします。

なお、今回お諮りする公共事業再評価は、有料道路事業費を除いた公共事業費分によるものとなります。公共事業による全体事業費は310億円となります。

次に、計画期間と全体事業費の変更点を説明いたします。

事業期間は、前回評価時、平成30年度ですが、それと比較しまして10年延伸。全体事業費は10億円の増額となります。

計画期間を延伸する主な理由としましては、1つ目として、沼津アルプストーンネル工事の施工に先立ち、大平側の坑口上部の地山の状態を確認したところ、新たな対策が必要となったこと。2つ目としましては、事業区間の起点を沼津市口野から伊豆中央道長岡北インターチェンジに変更し、事業延長を1.8km延伸したことの2点が挙げられます。

次に、全体事業費を増額した主な理由としましては、今説明した計画期間を延伸した2つの理由に加えまして、生コンクリート等の材料費の価格が高騰したことが挙げられます。

次に、事業の投資効果のうち、費用便益比について説明します。費用及び便益を算出したところ、総費用は400.5億円、総便益は805.7億円となり、費用便益比（B/C）が2.01、経済的內部収益率が5.7%となります。

次に、事業の投資効果を4点説明いたします。

まず、①「円滑な交通の確保」についてです。

現道は2車線で整備されておりますが、交通量が多い上にカーブが連続し、大型車同士の擦れ違いが困難な箇所がございます。また、2か所の交差点が主要渋滞箇所に指定されております。本事業によりまして、整備前に比べ約9分の所要時間の短縮が図られます。また、通過交通がバイパスに転換されることで現道の交通量が約6割減少し、渋滞の緩和や歩行者などの安全性向上が期待されます。

次に、②「観光振興への支援や公共交通の利便性向上」です。

周辺観光施設のリニューアル等が進んでおりまして、伊豆半島北部の観光客数は、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けまして前年度を下回ったものの、現在は回復傾向にあります。

また、沼津市大平から下香貫までの供用開始に合わせ、沼津市と大平地区を結ぶ新たな路線バスが運行開始されております。

本事業により、観光交流促進による地域活性化や公共交通の利便性向上が期待されます。

次に、③「企業誘致・活動の支援」です。

伊豆の国市江間地区に新たな工業団地が整備されまして、進出した企業が操業を開始しました。また、伊豆長岡工業団地にも新たな企業が進出予定と聞いております。

本事業により、これまでの物流ルートに加え、新たな物流ルートができることや、ルートを選択肢が増え、混雑時の定時性向上が期待できます。

次に、④「災害時の輸送機能の確保」です。

国道414号の現道ですが、津波対策のために陸間があります。大規模地震時には、津波被害等により現道が通行止めとなる可能性があります。本事業によりバイパスを整備することで、災害発生時の輸送機能が確保されます。また、発災後の救援・復興活動に資するルートが早期に確保されます。

事業の進捗状況です。

令和5年度末で、事業費ベースで67.3%の進捗を見込んでおります。

今後の事業の進捗の見込みですが、沼津市大平から同市下香貫までの優先整備区間の開通により、全線開通に対する地元の期待は大きくなっており、引き続き事業進捗を図ることで計画期間内の完成を見込んでおります。

新たなコスト縮減等につきましては、利用可能な建設発生土の現場内での有効活用や他工事への流用、新技術・新工法の活用を検討するなど、コスト縮減を図ってまいります。

最後になります。以上のことから、対応方針案について説明いたします。

本事業は、伊豆地域の主要な南北軸を形成する一般国道414号で、慢性的に発生する渋滞を緩和し、安全で円滑な交通を確保するとともに、大規模災害時の輸送機能確保を図ります。

令和5年3月には優先整備区間が開通するなど、事業も順調に進捗しており、費用対効果も高く、産業や観光の活性化に大きく寄与します。

費用便益比は2.0と1.0を上回ることから、事業効果が大きく、「事業を継続し、早期完成を図る」との対応方針にてお諮りします。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ただいま道路事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくご意見を申し上げます。

○佐野委員 資料5ページでお尋ねします。

今回費用が10億円増えたということなんですけれども、この期間は10年延びていて、もともとが30年ぐらいの計画が多分40年ぐらいになっているのかなと。40年が50年？平成6年から令和9年って何年間ですか。40年が50年になったと。10年増えて、この下の図の距離も10分の1ぐらい延びているのかなという感じなんですけど、それでも費用は30分の1ぐらい増えるだけで済んでいるというのは、これは何か理由があるんですか。

○松岡道路整備課長 ここにも書いてありますけれども、残りの4.4km区間につきましては、公共事業に併せて有料道路事業費を加えております。今回の310億円については公共事業費だけのお金でありますので、有料道路事業費を加えれば、さらに事業費としては多いものになっております。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、ご質問等ありますでしょうか。

○鳥海委員 鳥海です。

○加藤（裕）委員長 よろしくお願ひします。

○鳥海委員 ありがとうございます。

バイパスが通ることで、交通量が6割ぐらいバイパスの方に転換して、現道の方の渋滞解消が図られるというお話だったんですけども、そのときに、現道をこれからどうやって活用していくのかということが非常に重要なかなと思ってお伺いしていたんですけど、そのあたりについての今後の計画とか、あるいはこの費用対効果の中にそういった効果が入っているのかどうか。渋滞の削減以外に、例えば歩道をもうちょっと拡張できるようにするとか、そういった可能性があるのかどうかについてお伺いしたいです。

○松岡道路整備課長 例えば、今回の費用対効果の効果につきましては、現道の交通量が減りますので、幅員の狭いところを走っている車、そこの横を歩く人、通学路になっている子供たちもいますので、そこに対しての交通事故削減とか、そういうものについて効果が現われているということで算定をしております。バイパス開通後の現道の整備につきましては、その状況を見ながら、必要に応じて対策は取っていきたいと考えております。

○鳥海委員 ぜひよろしくお願ひします。何か、ただ交通量が減っただけということではなくて、きっともう少し車がいなくなったときに、今歩行者中心の道路空間づくりみた

いな話が各地で注目されているので、そういった検討まで進められると、よりバイパスの意義が上がっていくのかなと思います。

以上です。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

今の点にちょっと付け加えなんですけど、今回のこの道路の方の資料が、バス運営会社の声などいろいろな声が入っていて、面白いと思ったんですけど、この地元の方のご意見というのは、このバイパスに移られたということですね。旧道の方というか現道の方のお話は何かあったのかということ、今の鳥海先生のご意見につなげて聞きたいんですけども、地元ではどのような評価になっているのかということが分かれば教えてください。

○松岡道路整備課長 通過交通がバイパスの方に誘導されますので、現道の狭いところを走っている車、あと歩いている人にとっては安全性が高まるということで評価をいただいたところですよ。

○加藤（裕）委員長 分かりました。どうもありがとうございました。

服部先生、よろしくお祈りします。

○服部委員 聞き逃してしまったかもしれませんが、④-15で、事業の進捗のところで用地取得が51.1%。残りの用地取得についてはどのような見通しだったのでしょうか。

○松岡道路整備課長 今のところ、下香貫から大平までの2.5kmをまず優先的に整備しております、そこに集中的に事業を投資しておりましたので、改めてこれからまた設計をやりまして、用地交渉をしていくというような形でやりますので、まだちょっと見通しは立っていないところです。これから改めて、残りの4.4kmについて有料道路事業を活用しながらやっていくというところでございます。

○服部委員 分かりました。ということは、まだこれから用地取得をするとすると、また工期が延びるという可能性もあるかなと。ちょっと心配な点かなと思います。

○松岡道路整備課長 そういうことのないように一生懸命やっていきたいと思っております。

○服部委員 そこはよろしくお祈りします。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、委員の先生方から。どうぞ、松本先生。

○松本委員 ありがとうございます。④-14ページをお願いします。

災害発生時のもう1つの代替のルートということで、そのとおりだと思って、すばら

しいと思えました。

この④-14ページにある図ですね。内陸側の方にあるので基本的には大丈夫なんですけど、1地点というか1か所というか、湾に接しているところを通過していくというか、「長塚橋」と書いてあるところの西側というか何というか。あの辺って、僕はこの地理がよく分からないんですけど、例えば津波のようなものを想定したとしても、こここのところを分断しないような状況になっているんですかね。

○松岡道路整備課長 ここは、現道の414号の上空を通過する形で、ちょっと高いところを通過していきまして、ここに放水路もあるんですけど、その上を越えていく形になっていますので、津波は問題ないですよ。

○松本委員 承知しました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか、委員の先生方から。よろしいですかね。じゃ、ちょうど時間になりましたので、これで終わりたいと思います。

それでは次に、河川事業につきましてご説明をお願いいたします。

○杉山河川海岸整備課長 河川海岸整備課長の杉山と申します。どうぞよろしくお祈りいたします。着座にて説明させていただきます。

説明資料の⑤-1をご覧ください。

河川海岸事業の再評価は7事業ございます。上から、地震・高潮対策事業が2件、高潮対策事業が3件、河川改修事業が2件でございます。

7事業の位置は図のとおりでございます。代表説明箇所として、左下に位置する二級河川馬込川「地震・高潮対策事業」についてご説明いたします。

本事業は、令和2年3月に竣工しました浜松市沿岸域の防潮堤整備17.5kmの最後の要として、馬込川河口部の津波対策の水門整備事業でございます。県の予算に加え、市民や企業等からいただきました寄附金を活用している事業であり、浜松市沿岸域の津波対策として社会的注目度も高いことから、代表事例として選定いたしました。

馬込川は、浜松市の中心市街地を南北に流れる流路延長23.2kmの二級河川です。令和2年4月に策定・公表した河川整備計画において、河道の整備3区間と河口部の津波対策水門を計画しております。

水門と防潮堤についてご説明します。

令和2年3月までに、緑色で示す、馬込川の西側約13.5kmと東側の4kmの防潮堤が既

に完成しております。馬込川河口部に、90mの水門と、その両側、計460mの防潮堤の整備について計画してございます。河口部の背後地には、区役所や小・中・高校や工場、そして住宅地などが集中しており、津波による甚大な被害が想定されております。

水門の構造についてご説明します。

水門の幅は、30mが3門の計90mで、津波を防御する高さはレベル1津波の標高8mとしております。水門の強靱性については、浜松市沿岸域の防潮堤と同様にレベル2津波の対応を検討しており、津波が越流しても、その強大な力に対抗して転倒や流出しない堅固な構造としており、30m程度の鋼製の支持杭を235本打ち込んでおります。令和5年5月末の時点で鋼管杭の打ち込みが完了し、右の写真のとおり、現在柱のコンクリート施工を進めております。

レベル2津波の被害の想定と水門の効果についてご説明します。

上の図のとおり、防潮堤の整備前には、4,190haが浸水し、区役所や学校、住宅等をはじめ鉄道や国道等の重要なインフラに甚大な被害が想定されておりました。そのうち、青枠で表示する馬込川河口周辺では、1,068haの浸水域が防潮堤の完成により、右下のとおり585haとなる減災効果が見込まれましたが、住宅地等への浸水深が大きいことから、さらなる対策が必要でした。今回の水門の整備により、浸水域585haを左下の囲みのとおり、320haと70%減少させるとともに、住宅が倒壊する2m以上の浸水域を98%減少させるなど、津波から生命・財産を守る多大な効果を見込んでおります。

馬込川水門は、レベル2津波による被害を減災することを目的とし、事業の期間は令和元年度から9年度です。全体事業費は84億円で、今年度までに約28億円を投入し、進捗率は33.9%です。

なお、主要資材の物価及び労務費等の上昇により、全体事業費を70億円から84億円と、約2割の増額を見込んでおります。

続いて、本事業の費用対効果についてご説明します。

便益は、防潮堤のみの状態におけるレベル2津波による浸水被害額と、水門整備後の被害額の差額として、611億円を見込みました。費用は、現在価値化した建設費約81億円と、完成後50年間の維持管理費約7億円を加えて89億円とし、B/Cは6.89を算定しております。

次に、地域住民の皆様のご意見です。

工事現場には、分かりやすく情報発信をするインフォメーションセンターを昨年7月

に設置し、右の写真のとおり、VR映像で完成後のイメージや杭の構造を体感するなど、多くの皆様に視察していただいております。地域の皆様の主な意見として、「水門があれば避難の時間が確保でき、多くの命も救われます。早く完成してほしい」といった多くの意見が寄せられております。津波対策に対する地域の期待が高まっているところで

最後に、対応方針です。

本事業は、費用対効果も認められるとともに、地元住民の期待が大きく、早期の完成が望まれています。津波対策水門が完成することで浜松市沿岸域の大きな減災効果が期待され、令和9年度の完成に向けて順調に工事が進捗しており、確実な事業の進捗も見込まれております。

以上のことから、「事業継続」とし、本委員会にお諮りいたします。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ただいま河川事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

○服部委員 この事業に関しては、市民の皆さんや企業の皆さんからの寄附や協力があつたというお話を聞きました。こういったことは、ほかの事業でもあることなのでしょうか。今回そういうことを募つたという経緯について教えてください。

○杉山河川海岸整備課長 浜松市沿岸域の津波対策につきましては、一般的にはレベル1津波の対応としまして海岸管理者の県が実施するというところでございますが、今まで実施した防潮堤についても地域の大きな要望がございまして、レベル2津波ということで、その差額を津波の基金ということで、企業様ですとか市民の皆様からの寄附金で、防潮堤の整備を、いわゆるレベルアップみたいな部分をさせていただいたところでございます。

今回の水門の計画についても、当初は河川の堤防を嵩上げする計画が、経済的にいいというか、県としましてはその案を考えておつたんですが、地域からの「確実な水門の整備を」との声も多くございまして、今言った水門の計画も、レベル2相当の強靱性を持たせるということで、その津波の基金ですとか、あと市民の皆様からの寄附金、また浜松市からも、応分の負担ということで、こちらの事業にご協力いただいていると。こんな状況でございます。



○服部委員 そういう県予算以外のお金は、全体費用の何パーセントぐらいを占めているのでしょうか。

○杉山河川海岸整備課長 まず、浜松市から7億円の協力金をいただく形でやってございます。

○服部委員 全体は84億円ですね。

○杉山河川海岸整備課長 そうです。全体が84億円です。

津波の基金、企業様ですとか市民の皆様からの寄附金は約12億円でございます。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。

それだけ皆様の要望が大きかったということだと思います。皆さんの協力をいただいたことをインフォメーションセンターの機能を使ってPRするのは、とてもいい効果になると思います。

○杉山河川海岸整備課長 ありがとうございます。

YouTubeで、施工の状況ですとか工事業者さんの声、あと県の土木事務所の担当者の説明する動画を配信したり、積極的な広報に努めておるところでございます。

○服部委員 それは大変心強いことです。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 久留戸先生。

○久留戸委員 このインフォメーションセンターというのは、今工事のときだけあるようなところになりますか。

○杉山河川海岸整備課長 建設会社のいわゆるイメージアップという形で、工事の現場にすぐ隣接する敷地に、こちらのセンターを設置してございます。令和9年度の完成に向けて、それまでの期間は、こちらのインフォメーションセンターでPRを継続していく計画でございます。

○久留戸委員 団体さんの予約で見られるというようなことですね。

○杉山河川海岸整備課長 県の浜松土木事務所の方にお問い合わせをいただければ、市民の皆様、あと企業、団体の皆様も、こちらの視察に受け入れさせていただいております。

○久留戸委員 すみません。ちょっと小さくてよく分からないんですけど、この出来上がったものに関しては、例えば沼津の方の「びゅうお」みたいな感じで上に展望台があるとか、そういうわけではないんですか。

○杉山河川海岸整備課長 沼津港にございます「びゅうお」については、沼津市さんから

の「観光の目玉に」みたいなところもあって、沼津市さんのご負担もいただいて展望施設も併設しておるところでございますが、今回のこちらの水門については、そちらの図面でございますが、操作する部屋がそれぞれあるんですけども、巻上機とかそういう装置があるんですが、こちらについては、展望施設は計画してございません。

ただ、水門については、管理をする橋を計画してございますので、橋で対岸に渡っていただいてアクセスできるような形にはなります。

○久留戸委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは河川事業についてはこれで終わりたいと思います。

それでは続きまして、砂防関係事業につきまして、ご説明をお願いいたします。

○杉本砂防課長 砂防課長の杉本です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

説明用の⑥-1からが砂防関係になります。

砂防課が所管する再評価事業は、資料1でいうと16番から26番までの、通常砂防事業4件、火山砂防事業1件、地すべり対策事業1件、急傾斜地崩壊対策事業5件の計11件でございます。代表箇所につきましては、事業規模が5億円を超え、かつ事業費の変増が3割を超えている、19番の「洞川」を選定いたしました。

こちらが再評価実施箇所の位置図になります。代表箇所の「洞川」は、赤枠にオレンジでハッチングした場所になります。

代表箇所の「洞川」についてご説明いたします。

当溪流は伊豆市小下田に位置しており、伊豆市役所土肥支所から南西に約3km離れた箇所にある溪流です。洞川の土砂災害警戒区域には緊急輸送路でもある国道136号があり、車の往来が多い地域です。

また、当溪流は本川と右支川の2溪流を有するため、砂防堰堤を、本川に1基、右支川に2基、計3基を整備する計画でございます。

事業の必要性についてです。

令和4年は、台風15号等の大雨により、県内の土砂災害が例年の4倍を超える211件発生しました。当溪流のある伊豆市内では、事業着手した平成31年度から令和4年度までに11件の土砂災害が発生しています。事業着手してからこれまでに洞川で土石流が発生した事例はございませんが、右上の写真のように、溪流は荒廃し、また土砂災害警戒区

域には、緊急輸送路である国道136号や、要配慮者利用施設の駿豆学園、あるいは人家34戸があるため、土石流が発生した際には多くの人命・財産に被害を及ぼすおそれがございます。

事業概要を説明します。

令和元年度から事業に着手しており、令和9年度の概成を予定しております。

全体事業費は5億円で、透過型の砂防堰堤を3基施工予定です。

こちらが平面図になります。左側の図が本川の1号堰堤、右側の図が右支川の2号堰堤と3号堰堤になります。

1号堰堤から先行して着手しており、令和2年度から用地買収を行なっています。工事については令和4年度から着手しており、来年度の完成を目指しています。

2号堰堤は、今後詳細設計を行ない、設計完了後に用地買収を行なう予定です。

3号堰堤については用地買収を進めており、来年度から工事着手予定です。

事前評価時からの変更点といたしまして、当初は令和元年度から令和7年度としていた計画期間を、2年延伸して令和9年度まで。全体事業費は1億9,900万円増加して、3億100万円から5億円となっています。

主な変更理由といたしましては、工法を変更したことが挙げられます。当初、現地調査を行なった際、溪床は一定の強度が確保できると判断し、前庭保護工を不要としていましたが、地質調査の結果から脆弱な地質であることが判明し、溪床の洗掘が懸念されるため、前庭保護工や地盤改良を追加したことにより事業費が増加しています。

こちらは、これまで整備した箇所の写真です。1号堰堤の工事用道路工C路線及びD路線を整備した状況になります。

事業の投資効果についてです。

総便益は、国道136号、要配慮者利用施設や人家34戸などを保全する効果で24億9,900万円。工事費や維持管理費などの総費用は4億4,300万円になり、費用対効果は5.6、経済的内部収益率は33.5%になり、事業の投資効果が高い箇所といえます。

今後の事業の進捗の見込みについてです。

事業に対する地元からの要望が強く、地元調整も円滑に行なわれていることから、今後も事業は順調に進捗する見込みです。

中段のグラフは、保全対象者や要配慮者利用施設の駿豆学園、そのほか工事協力地権者の計47世帯にアンケート調査を実施したところ、20世帯から回答があり、その結果を

まとめたものです。回答者の約7割が降雨時に溪流を気にかけており、また今後も砂防事業の必要性を感じております。

下段は、新たなコスト縮減・代替案立案等の可能性です。

今後工事を進める上で、現地発生土砂を堰堤の内部材として有効活用するINSEM工法によりコスト縮減に努めます。

今後の対応方針案です。

近年、激甚災害が頻発化し、県内でも甚大な土砂災害が発生しています。本事業は、土石流による被害を未然に防止するものであります。伊豆市においても、平成31年度からこれまでに11件の土砂災害が発生しており、事業に対する地元の期待も大きく、費用対効果も見込まれ、安全・安心な生活基盤に大きく寄与することから、事業を継続し、早期完成を図りたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

ただいま砂防関係事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○松本委員 透過型ですよ。

○杉本砂防課長 はい。

○松本委員 透過型って、何か維持管理的なものは要るんでしたっけ？何かメンテナンス的なものというのは、1回何か発生すると、取り除くとかが要るんでしたっけ？

○杉本砂防課長 堰堤にたまった土砂の撤去に関する話かなと思うんですけども、通常、1回土砂がたまっても、その後の降雨等によって、その土砂を下流に流すというような施設効果がございます。ただし、流木がたまったりとか、そういうちょっと手をかけないと効果が薄れてしまうような状況になったときには、今申しましたように、その部分については、今回これには管理用道路をつけておりますので、適正な除石、あと流木の撤去はしていくことになります。

○松本委員 その費用も見込んでいるというか、計画の中に入れていたというわけですよね。

○杉本砂防課長 はい。維持管理費用としましては、B/Cの中のコストの部分で、約250万円を50年間見ております。その250万円というのは、静岡県内の砂防事業におけるメンテナンスの平均的な金額として掲げているのが250万円。それを加味してこの金額を出し

ております。

○松本委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 はい、どうぞ。

○服部委員 大変基本的なことを聞いて申し訳ありません。2ページにある火山砂防と通常砂防の違いについて教えてください。

○杉本砂防課長 火山砂防事業は、火山地域に位置するところで事業を行なうものになってきます。ですので、主に富士山周辺、それから伊豆半島も、伊豆の東海岸とか、あと、全部ではないですけど、一部「火山地域」と言われているところが対象になってきます。

○服部委員 ありがとうございます。

そうすると、同じ伊豆地域でも、火山砂防というのはこの他の急斜面の崩壊対策とはまた違うんですね。

○杉本委員 すみません。今のご質問は、砂防事業、土石流対策とかで砂防堰堤を造ったりとかする事業の中で、火山地域で行なうところはこの火山砂防、それ以外のところは通常砂防事業をやっている、地すべりとか急傾斜地事業についてはそのような区分はございませんので、静岡県全体で、地すべりとか急傾斜はこの事業で行なっているという形になります。

○服部委員 分かりました。火山地域では、砂防に関しては「火山」とつけるんですね。それは、火山地域と普通のところは何か違うということですね。

○杉本砂防課長 はい。そういうこともございまして、これは事務的な話なんですけど、補助率が通常砂防事業よりも多少いい、国費をたくさんいただける事業になっています。

○服部委員 それだけ危険ということなのかなと思います。

○杉本砂防課長 そうですね。

○服部委員 分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。すみません。私の方から、ちょっと1点だけよろしいでしょうか。

これで再評価が全部終わるところなのでご質問なんですけど、今回のこちらの案件につきましても、たしか軟弱地盤が分かったということで事業費が増額しているということなんですけど、今日の再評価で、B/Cの方はかなりよろしいかと思うんですけども、事業費が高騰しているということがあります。これは最後の報告なので代表的

に言うことになってしまうんですけど、いろいろ聞いていると、やっぱり軟弱地盤というのが結構多くて、昨年の意見書でも、「コスト意識を図るときに、事前にそういった面も加味して」ということが書かれているものですから、今後どのような対応が考えられるか。すみません。最後なので、ちょっと全体的な質問になってしまうんですけども、何かご意見あればお聞かせください。

○杉本砂防課長 ありがとうございます。

やはりこの設計をする段階で、事前調査でどのような調査をやっていくかということになると思います。これまでは、どちらかというと、「地質調査のボーリングを本堤のところで1本だけやればいいよ」とかという形で設計をしていたんですけども、やはりそれだけではなくて、そこの地域の地形の状況を見た中で、地質調査ボーリング1本ということではなくて、必要であれば2本、3本ということで、事前の調査をもう少し密にやれば、このような地盤改良についての把握はできるというふうに認識しております。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

今の社会情勢で、今後もコスト高が予想されるというところがありましたので、ご質問させていただきました。

すみません。委員長の方から質問してしまって。ほかの先生、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうかね。それでは、砂防関係事業についてはこれで終わりたいと思います。

以上で、再評価の代表箇所6事業の審議が終了したかと思います。

ここで一旦休憩を取りたいと思います。皆様のご協力ですmoothに進行しておりますので、予定どおりかなと今思っておりますので、15時20分から再開したいと思います。それまで休憩を取りたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまです。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○加藤（裕）委員長 それでは、時間となりましたので再開させていただきます。

佐野先生はお仕事の関係で今中座されておりますので、委員会の途中でお入りになってくるかと思っております。

それでは、事後評価につきまして説明をお願いしたいと思います。再評価と同様、1件当たりの審議時間は、質疑を含めておおむね15分程度とさせていただきます。

それでは始めに、農地整備課所管事業につきまして説明をお願いいたします。

○細野農地整備課長 農地整備課長の細野でございます。代表説明パワポ資料の「事後評価」をお開きいただきまして、一番上の生産基盤整備事業「天竜川下流寺谷」地区の説明でございます。

事業概要と事業の目的・必要性についてでございます。

本地区は、磐田市西南部の天竜川左岸に広がる水田地帯でございます。基幹の農業用水路につきましては、戦後の天竜三河特定地域総合開発の一環といたしまして、国営かんがい排水整備事業と県営かんがい排水事業で整備をいたしました。末端の用水路は、昭和40年代に整備した用水と排水を兼用した開水路のままであり、老朽化により漏水が生じるなど、用水は慢性的に不足し営農に支障を来しておりました。このため、漏水を解消するとともに、計画的な水管理による営農の合理化を図るため、開水路をパイプライン化する整備を実施いたしました。

水路には開水路形式と管水路形式がございます。開水路形式は自由水面を持ち、水路底の勾配によって水が高い位置から低い位置へと重力によって流れる形式でございます。管水路形式は、管の中に水が充満した状態で、水に自然圧やポンプによる圧力が加えられて流れる形式でございます。パイプラインのメリットといたしまして、上水道同様に圧力がかかっているため、各農地、圃場において設置した給水栓から自由に用水を取ることができます。そして、給水栓を閉めれば無効放流、無駄な放流が少なくなりまして、他の圃場への用水が行き渡るようになるので、慢性的な水不足の地域には非常に有効な形式でございます。地中埋設により建設コストが高くなったり日常の点検がしにくい等のデメリットはございますけれども、混住化や農業者の減少が進む中で、担い手農家の持続的な農業経営を続けるためには、パイプライン化による水管理の省力化と維持管理費の節減が求められております。

次に、施設の利用状況と被害軽減効果についてです。

事業期間を5年延長しました。パイプラインを敷設後、排水路としての機能を有する開水路はそのまま残しましたが、用水機能のみの開水路は撤去いたしました。撤去の際に、特に混住化が進んでいる地域においては必要な重機が進入できる十分な幅がなかったり、家と家の間の撤去調整に不測の日数を要しました。また、後半の方に施工いたしました南の地域においては、想定以上に湧水があり、パイプラインの敷設の効率が著しく低下をしました。

事業費については3億3,000万円の増加をしております。主要因は混住化する地域の既設の開水路の撤去費用の増でございまして、あと南部地域の地下水処理費の増加でございます。

次のページをご覧ください。具体的な効果でございます。

左の写真は、事業前の既設の開水路の状況です。水路のひび割れや段差で漏水が発生をし、最下流の地域では必要な時期に必要な量の農業用水が確保できない状況でございました。地区内の農業経営体に聞き取ったところ、パイプライン化により水管理労力が軽減されたことから規模拡大が進みまして、平成20年の農業経営体、法人ですけれども、法人設立時に比較しまして、令和5年度時点で作付面積が83%増となっております。

また、右の写真ですが、開水路から圃場へ用水を引き込む際には、土嚢を入れて水位をせき上げて水路を越流させて流入させるというような多大な労力を要しておりましたが、パイプライン化をしたことで水道の蛇口のように給水栓から用水を供給することが可能となりました。また、開水路では必要不可欠であった堆積土砂の搬出作業も不要となり、経営体からの聞き取りによりまして、営農にかかる労働時間もヘクタール当たり83%下がったという効果が認められております。

次のページをご覧ください。実施における環境の変化でございます。

地区内の大規模経営体に聞き取ったところ、規模拡大の結果、法人設立時の平成20年と比較しまして、農業収益が6,000万から8,500万円と42%増加をしたということでございます。

磐田市内には10ha以上の経営体が46社営農しております。その3割に当たる13社が当事業地区内で営農を展開しています。そして、その13社が地区内農地の6割の営農をしていると。パイプライン化により大規模農家の参入が進んでいるものと推察をされます。

次のページをご覧ください。社会情勢等の変化でございます。

右上をご覧ください。地域の担い手農家が農業経営に専念できるため、地域活動組織であります「中大原環境保全の会」が、農地や水路等の維持管理を行っております。

当会は地域住民とともに美化活動や花壇づくりなども実施しており、地域営農に対する理解醸成や世代間の交流に尽力をしております。

右をご覧ください。磐田市北部、本地区の上流地域では、本地区と同じように開水路をパイプライン化する寺谷上流地区が実施されております。寺谷土地改良区受益1,507のうち本地区の462ha、それから上流地区187haを合わせ、約4割がパイプライン化をされ、

営農の効率化が図られております。

右下をご覧ください。寺谷用水の最初の取水施設は堤防と木製の管渠を組み合わせた構造で、完成をした1590年当時は治水と利水を兼ね備えた革新的な技術でございました。これが水田農業の発展に貢献したということで、令和4年10月に世界かんがい遺産に登録をされております。

次のページをご覧ください。対応方針（案）でございます。

開水路のパイプライン化により、農業用水の安定供給と用水管理の効率化が図られるとともに、担い手農家の生産規模拡大が促進されていることから、事業効果は発現しており改善の措置は必要ないと考えております。

今後の課題ですが、農業者の減少と高齢化が進行する中、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に基づき、担い手農家の農地の集積・集約化を加速化する必要があります。また、水田の汎用化、新技術の導入等により、省力化、企業的農業経営体との連携等を促進し、さらなる生産性の向上を図る必要があります。

同種事業への反映ですけれども、本地区をモデルとして周辺地域においても用水施設の更新整備を推進するとともに、あわせて圃場の大区画化や暗渠排水の整備等も推進し、農業生産性の向上に寄与していくこととしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ただいま農地整備課所管事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○加藤（亮）委員 農工大の加藤です。

○加藤（裕）委員長 はい、よろしくお願いいたします。

○加藤（亮）委員 ありがとうございます。効果そのものは非常によく発現しているのではないかと思うんですけれども、最後の、今後の、言ってみればリモート化とかスマート農業化みたいなものに対して、パイプラインは当然基盤整備としてまず一番必要なものなんです、それに付随して、そういう自動化ですとか遠隔化といったような技術というのは、今現在の程度導入できる見込みなんですか。

○細野農地整備課長 静岡県におきましては、自動で水を入れられる自動給水栓を設置いたしまして、それをスマホで遠隔操作するというような取り組みをしております、もうそれは技術的には実現化しております、今県内で実装というか、実際に水田に導入

する取り組みをもう進めておりますので、もう技術的には確立されております。

○加藤（亮）委員 はい、ありがとうございます。

○細野農地整備課長 この地区ではないですが、隣の袋井市でやっております。

○加藤（亮）委員 ああ、そうですか。ありがとうございます。

あともう1点、世界かんがい遺産の件なんですけれども、こちらはどのような形で保全していくということになるのでしょうか。この堰跡はパイプライン化においては特に影響のない場所だったんですか。

○細野農地整備課長 寺谷用水につきましては、昔の取水口からはもう取水をしていない状況で、昔の取水口跡が残っているのみでございます。パイプライン化自体には影響はございませんけれども、今昔の遺構というか、そういうものを保存していく取り組みについて、関係市町、それから土地改良区と調整を進めているところでございます。

○加藤（亮）委員 ちょっと効率化という部分とは矛盾するところもあるんですけれども、こういうのはぜひ保全していただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

○細野農地整備課長 ありがとうございます。

○加藤（亮）委員 ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ほか、どうでしょうか。鳥海先生、よろしくお願いいたします。

○鳥海委員 ありがとうございます。

1点理解できなかったところがあるので教えていただきたいんですけれども、①の5ページの労働時間の短縮という部分なんですけれども、45時間/ha。これは1年間の中で45時間1haあたりに労働していたものが7.5時間になったということでしょうか。

○細野農地整備課長 そうです。ちょっと分かりにくくて申しわけないんですけれども、1年間をやった中で1ヘクタール当たり45時間かかったものが7.5時間まで少なくなったということです。

○鳥海委員 分かりました。それは何か、1年間のある時期にそれをきつとするので、毎年この分だけ恩恵が受けられるというふうに認識すればよろしいですか。

○細野農地整備課長 そのとおりでございます。

○鳥海委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○松本委員 パイプライン化によって水を取りやすくなったということでは素晴らしいこと

だと思うんですけども、取りやすくなるということで、例えば上の方が水が取りやすくなったので圃場を広くすると、下の方がなくなっていったりするじゃないですか。上流・下流で取りやすくなっていくということと、上流・下流全部含めた農家さんたちが満足していくということと、何かルール化もいるのかなという気がどこかですけれども、今考えられていることがもしあったら教えていただきたいと思います。

○細野農地整備課長 委員おっしゃるとおりで、開水路のときは上流が有利で、上流が取り過ぎると下流に行きません。パイプライン化すると逆で、下流が取り過ぎると上が出ないという状況があるので、設計の思想としては、みんな水を使う時期は水田を、苗を植える前に代かきをやるんですけども、そこに一番水を使うんですけども、それはやはり設計の思想としてはローテーションで分けてやります。なので、大体15日で全地域を回るようなパイプの計算にしております、それをしっかり地域でルール化をしないとパイプライン化しても水不足になるという状況ですので、そのルール化を図っていただいた上でパイプライン化をするということが前提となります。

○松本委員 非常に重要なことだと思いますし、しっかりされているということで、よく分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。今の点は、資料①の7にある、この水利組合で管理されているということでよろしいんですかね。

○細野農地整備課長 そうです。寺田については水利組合が非常にしっかりしております、昔ながらのつながりでやっております。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

○鳥海委員 すみません。もう1点よろしいでしょうか。

○加藤（裕）委員長 はい、鳥海先生どうぞ。

○鳥海委員 効果の発現の部分がA社の結果のみになっているんですけども、基本的には皆さん同じように恩恵を受けられていて、それをA社が代表していると思えばよいのでしょうか。

○細野農地整備課長 今回A社に聞いたのは、この地域の中で一番大きく、30haやっている農家さんですから、ここにとりあえず聞いてみました。ほかのところには聞いてはいないんですけども、パイプライン化をすればかなりの効果が出るということ実証されておりますので、この1つのA社さんがこれだけ出ているのであれば似たような効果は出ているんじゃないかなというふうに捉えております。

○鳥海委員 ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、こちらの方は終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に、農地保全課所管事業につきまして、説明をお願いいたします。

○好田農地保全課長 農地保全課長の好田です。よろしく申し上げます。

農地保全課が所管する事業は、資料3 No. 4 農地防災事業毘沙門地区の1件でございます。事業効果は発現しており改善措置の必要はないという対応方針案にて委員会にお諮りするものでございます。

それでは、代表者説明資料の事後評価、ページ番号②の1をご覧ください。

次のページが事業概要です。

本地区は、伊豆の国市北部と函南町の2市町にまたがる狩野川支流の一級河川柿沢川左岸に位置します。

狩野川流域は地形的にも緩やかな低平地であるため、洪水時に内水位の上昇により湛水被害が発生しやすい地形であります。このため、農用地及びその周辺に湛水被害が生じていたことから、昭和46年から平成11年まで湛水防除事業で葦山地区により排水機場の整備が行なわれました。しかし、流域内のさらなる開発の進行により流出量が増加し、再び湛水被害が生じるようになりました。この湛水被害の軽減を図るため、排水機場3か所において排水量を増強するため排水ポンプの増設工事を実施しました。

総事業費は18億2,500万円。工期は平成12年から29年度までの18年間です。

本事業の目的は、農作物の湛水被害を軽減することです。被害の発生要因である湛水の時間を短縮するため排水機場を活用します。

ここで排水機場の役割についてご説明します。

降雨がないときなど、排水先である河川の水位が受益地内の排水路の水位よりも低い場合は、ポンプを稼働させない自然排水を行ないます。しかし、集中豪雨があった場合など河川の水位が受益地内の排水路の水位を上回ったときは、ゲートを閉め切りポンプを稼働して強制排水を行ないます。本事業では3か所の排水機場のポンプにおいて増強工事を行なっております。

事業効果についてご説明します。

事業費につきましては、ポンプ構成の見直しにより約7億円弱事業費を削減すること

ができました。当初は畑毛排水機場でのポンプ1基増設と、毘沙門排水機場で既設の排水ポンプ3か所を全て新設更新。計4基の整備を計画しておりましたが、実施設計時において詳細に検討した結果、見直しを行なっております。

毘沙門排水機場では、機能診断と湛水解析の結果、既設3基のポンプを利用しつつ、ポンプ1基の増設に加えて、浮名排水機場へポンプ1基を新設することとし、結果として3基の整備となりました。

また、事業期間につきましては、河川協議や軟弱地盤対応に不測の日数を要したため、事業期間を3年延長しております。

被害軽減効果につきましては、計画では被害軽減効果を農地で61.5ha、農道で3.6km、宅地で86戸と計画しておりましたが、計画基準雨量をやや上回る雨量があった令和3年7月の豪雨では、ポンプを計39時間稼働させたことで、事業実施前に湛水していた農地、農道、宅地のエリアでいずれも被害は確認されておらず、計画以上の効果を発現しております。

事業開始前に大きな被害を受けました平成10年8月の豪雨では、48時間で247mmの降雨があり、98ha湛水し、農地や宅地に大きな被害が生じました。事業完了後の令和3年7月豪雨では、本地区でも48時間に326mmと、計画基準雨量311.3mm/48hを超える豪雨となりましたが、毘沙門排水機場でポンプ運転を続けた結果、湛水被害の発生を完全に防ぐことができ、計画以上の事業効果が確認されております。

次のページをご覧ください。

近年の激甚化、頻発化した豪雨等によりポンプの運転回数は増加傾向にあります。事業完了後の平成30年度以降、毘沙門排水機場では計11回稼働しております。

令和元年の台風19号では、計画基準雨量と比較して1.5倍の雨量があったことから湛水被害が発生しましたが、そのほかの豪雨では、先ほど説明した令和3年7月の豪雨も含めて被害は発生しておりません。

また、ポンプを運転する操作員の方からは、「整備完了後、格段に被害がなくなった」「令和元年のときもポンプ増強により水の引きが早くなり、水稻の被害が減った」との意見があり、地域住民も事業の効果を実感しております。

次のページをご覧ください。事業実施による営農環境の変化です。

もともと本地区があります葦山地域は農業が盛んでしたが、前時期事業が完了し本事業に着手した平成12年ごろから湛水被害が軽減されたことから、営農意欲が高まり、イ

チゴやトマトの施設栽培が急激に増加してきました。安定した収入を見込めることと地元農家の指導もあり、施設栽培における新規就農者は増加し、結果的に伊豆の国市の果菜類出荷量は、事業実施時から令和3年までで約6倍になりました。

事業完了後も本地区内で3名の新規就農があり、本地区を含めた総合的な排水対策が地域や次世代の農業を支える重要な基盤となっているといえます。

また、社会経済情勢の変化としては、近年は台風等による豪雨が激甚化・頻発化しており、排水機場等の適切な稼働による湛水被害の軽減がより一層求められております。

事業実施地域であります奈古谷地区及び畑毛地区においては、事業実施前と比較して人口がおおむね維持されており、湛水被害の軽減が地域振興にも寄与しているといえます。

次に、対応方針（案）です。

ポンプ増設により排水能力を増強した結果、令和3年7月の豪雨など計画基準雨量をやや上回る降雨に対しても湛水を防ぐ効果が認められ、営農や生活環境も向上しております。このことから、事業効果は発現しており改善措置の必要はないものと考えます。

今後の課題です。

令和元年台風19号の豪雨では、設計雨量を大幅に上回る雨量となり、本地域でも排水機場周辺において湛水被害が生じております。これを受け、排水機場の確実な稼働とポンプ運転員の安全の確保が求められております。この対応としまして、排水機場の遠隔監視制御化及び耐水化、また適時適切な排水機場の補修更新が必要となっております。

同種事業への反映等についてです。

本地域及び周辺市町では、令和元年台風19号の豪雨を受け、排水機場の稼働が地域の営農や生活環境を守るものであることが再認識されており、あらゆる治水対策を総合的に実施する流域治水プロジェクトを国・県・市とともに推進しております。

県としましては、排水機場の遠隔監視制御システムの整備及び適時適切な更新を、ほかの排水機場と併せて進める予定であります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ただいま農地保全課所管事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

○加藤（亮）委員 農工大の加藤ですけれども、よろしいでしょうか。

○加藤（裕）委員長 お願いします。

○加藤（亮）委員 事業効果は発現しているというふうに、よく分かりました。

ただ一方で、最後に流域治水の話なんですけれども、流域治水の場合、下流側に宅地とか都市域があると、むしろ上流側の農業地域というのは、むしろ湛水させてくれと。いわゆる田んぼダムみたいな話なんですけれども、そういう話になってきて、むしろ排水能力を全力で出せない場合もあるんじゃないかと思うんですが、ここの流域はどういうような感じになるんでしょうかね。

○好田農地保全課長 田んぼダムにつきましては、県としても進めていきたいとは考えているんですけれども、この地域については、田んぼダムの取り組みはまだ進んでいないという状況です。

令和元年のとき台風のときについては、本川で河川の水位が危険水位に達してポンプが稼働できなかったという状況もあって湛水被害が生じたという状況でございます。以上でございます。

○加藤（亮）委員 やっぱり外水位の方が高くなる場合があるわけですね、この地区でも。

○好田農地保全課長 そうですね。その場合はポンプを稼働できませんので。

○加藤（亮）委員 ええ。やっぱり時間が少しかかりますね、排水するまでに。分かりました。

難しい操作なんですけれども、そこの排水管理のポンプの運転のトレーニングとか、ノウハウというんですかね。そういったものは、何かトレーニングするとか学習するとか、そういうような取り組みというのはあるんですか。

○好田農地保全課長 地元の治水組合の方がここは操作を管理しまして、その組合の方が代々受け継いでいくといった形になっております。

○加藤（亮）委員 そういう形になるんですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 大丈夫でしょうかね。はい。ありがとうございました。

ほかの委員の方。はい。

○服部委員 今のお話にも何回も出てきましたけれども、これだけ自然災害が激甚化している中で、ポンプの運転回数も増加傾向にあるというお話でした。想定よりも多分多くなっていることは理解できるんですが、何十回稼働するとポンプは替えるとか、耐用年数との関係はどうなりますか。

○好田農地保全課長 基本的には30年の耐用年数がありますけれども、やっぱり稼働の頻度によって更新が早くなる場合もありますので、毎年毎年点検を行なっております。それによって、機能保全計画も立てながら適切な更新を進めているといったところでございます。

○服部委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。松本先生。

○松本委員 ②の8ページを見ながらということになりますが、県の方でも書かれていますが、今後の課題で、排水機場の遠隔監視であるとか自動制御的な話だと思うんですが、これは今現状はそうになってないという理解なんですよ。これを、なっていないものを1回つくっておいて、後づけでそういうふうにするのは、そもそも可能なんですか。

○好田農地保全課長 県内で今108か所の農業用排水機場があるんですけれども、既に16か所での遠隔監視制御を導入しております。そのシステムにつきましては後づけでも全然可能ということで、ここにつきましても、来年度から国の補助事業を受けて、その遠隔監視制御システムを進めていく予定になっております。

○松本委員 分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 今の点について、私からも質問なんですけれども、そういった制御システムが入ってくることによって、最初にご質問のあった加藤先生の方の問題についても対処が進むというような理解でよろしいでしょうか。

○好田農地保全課長 そうですね。臨場しなくてもできるということで、素早くやることができますので、加藤委員のおっしゃったことにも対応できるかと思っています。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

ほか、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、農地保全課所管の事業についてのご質問はこれで終わりたいと思います。

では続きまして、道路事業につきまして、ご説明をお願いいたします。

○松岡道路整備課長 道路整備課長の松岡です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

資料③の1をご覧ください。

道路事業の事後評価ですが、一般国道136号土肥拡幅のみであります。それでは土肥拡



幅について説明いたします。

本事業の位置ですが、図のとおりでありまして、伊豆半島の西海岸となります。

まず、路線の概要です。

一般国道136号は、下田市を起点とし三島市に至る総延長約113kmの第1次緊急輸送路に指定された幹線道路で、伊豆半島の産業と生活を支える重要な路線であり、地方港湾土肥港へのアクセス道路としても利用されています。

本事業は、伊豆市八木沢から土肥間の狭隘区間の改良や、事業区間内の道路防災総点検における要対策箇所の回避により、安全で円滑な交通の確保や災害時の緊急物資輸送路の確保を可能とするものです。

次に、事業概要について説明いたします。

本事業は、八木沢工区2.0kmと土肥峠工区2.2kmの計4.2kmにわたり2車線道路を整備するものです。

事業期間は昭和61年度から平成30年度までで、平成25年の再評価時の計画から2年短縮して完了しております。

全体事業費は約168億円で、前回評価時から約14億円増加しました。増加の理由は、地質の相違による橋梁基礎の構造変更と地すべり対策工の追加となります。

次に、事業効果の発現状況について説明いたします。

1つ目は、狭隘区間の解消と線形改良による交通の円滑化です。写真ですが、これは整備前と整備後の写真になります。

整備前は、対向車のすれ違いが困難な箇所や線形不良により見通しの利かない箇所があり、特に大型車同士がすれ違う際には渋滞も発生するなど、走行速度が著しく低下しておりました。整備後は狭隘区間が解消され、スムーズな走行が可能となっております。

次に、事業効果について。

本事業の完成により、通過時間が整備前の23分から6分へ17分短縮されました。また、交通事故の件数について、整備前は年平均4.2件でありましたが、整備後には年平均0.67件と減少しております。

2つ目は、観光の活性化についてです。

右の図は、西伊豆地域の観光施設等の立地状況を示しております。

本事業とともに、西伊豆地域では観光施設等の立地が進んでおります。また、沿岸部には既存の観光施設等が多数存在しており、開通後にも新しい観光施設が開業するなど、

観光の活性化に寄与しております。

3つ目は、災害に強いネットワークについてです。

本事業箇所は、地震などの災害に備えた道路啓開に関する計画である、中部版「くしの歯作戦」において、沿岸部へのアクセスルートの確保のため、優先して道路啓開を行うステップ2の緊急物資輸送ルートとして選定されている重要な道路です。

本事業では、現道にあった防災総点検対策箇所1か所をバイパス整備により回避したため、災害に強い輸送ルートとなりました。

最後ですが、対応方針（案）です。

本事業は、これまで説明したとおり、事業効果は十分に発現していることから、改善措置の必要はないとの対応方針にてお諮りします。

今後の課題・対応につきましては、橋梁やトンネル等の維持管理を適切に行い、長寿命化を図ってまいります。また、整備による効果について、情報発信に取り組んでまいります。

同種事業への反映等については、本事業では、整備の進捗に合わせてバイパスを部分供用させるなど、事業効果の早期発現の取り組みを行なったことから、今後、同種事業においても同様に取り組んでまいります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

ただいま道路事業の案件について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○服部委員 ありがとうございます。この道路は本当に伊豆地域にとっては本当にメインのところですので、非常に大きな事業効果が発現されているなと思いました。

③の6で交通の円滑化というところでご説明いただきました。安全で円滑な交通が確保されたとともに、ここは渋滞の緩和でCO<sub>2</sub>の排出量がかなり違うと思いますので、温室効果ガスの排出量の削減というのも十分事業効果として盛り込んで良いと思います。

以上です。

○松岡道路整備課長 今日の説明のPowerPointの中ではそこを記載しておりませんが、調書の方にはそのあたり、記載させていただいております。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。後で拝見させていただきます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

ちょっと1点、今の質問に関して私からも聞きたいんですけども、こういう道路事業に関してそういう効果の発現があるところで、CO<sub>2</sub>の削減というのは、評価としては、こちらの数値の方にも入れ込めるようなものになっているのか、それとも別種の評価になっているのか、一般論としてお聞かせいただきたいんですけども。

○松岡道路整備課長 道路事業の評価につきましては、国が作るマニュアルに沿って評価して効果を見込んでいるんですが、CO<sub>2</sub>についてはそこに組み込めるものがないものから、その指標以外のものということで一応算定させていただいております。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。国の指標の方で入っていないのですが、こういうことは環境問題にとって重要なので、先ほども話がありましたけれども、そういうのも組み込んでいけるといいなというふうに思いました。多分指標の方にはこの項目がないということなんですよ。

○松岡道路整備課長 一応調書の方に51.7%のCO<sub>2</sub>削減ということで記載しております。

○加藤（裕）委員長 調書の方には入っている。

○松岡道路整備課長 入れさせていただいております。

○加藤（裕）委員長 どうもご説明ありがとうございました。

ほか、どうでしょうか。鳥海先生、よろしくお願いします。

○鳥海委員 私が聞き逃してしまったのかもしれないんですけども、5ページ目のところを見て、ちょうど救急車が写っていたので思ったんですけども、道路を拡幅したことによって、こういった緊急車両が来たときに、車が混んでいても横をすり抜けていけるようになったりとか、そういった効果もあるのでしょうか。

○松岡道路整備課長 整備前の写真を見ていただくと分かると思うんですけども、渋滞している時はこんな、すれ違いができないことになっていますので、2車線しっかり拡幅したことによって横を抜けていくことができるようになったと考えております。

○鳥海委員 ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。どうぞ、佐野先生。

○佐野委員 8ページの、中部版「くしの歯作戦」というのがあるんですけども、これは※1で一応注釈いただいている、この計画自体は国の計画か何かですか。

○松岡道路整備課長 国と県とあわせて作らせていただきました。

○佐野委員 分かりました。

○松岡道路整備課長 まず高速道路等の広域支援ルートを啓開しまして、その後は沿岸部へのアクセスルートということで、そこに今回の土肥拡幅とか八木沢の拡幅が位置付けられているというところでございます。

○佐野委員 こういう、くしのようにやっていこうということを県と国で話し合っ、その計画の中に盛り込んでいるということですね。

○松岡道路整備課長 はい。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。以上ですかね。

それでは、道路事業についてはこれで終わりたいと思います。

それでは続きまして、河川事業につきまして説明をお願いいたします。

○杉山河川海岸整備課長 河川海岸整備課長の杉山です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の④の1をご覧ください。

河川事業の事後評価は1件でございます。一級河川梅の木沢川河川改修事業についてご説明いたします。

事業の箇所図です。

梅の木沢川は、県東部の長泉町に位置する狩野川の支川でございます。

本事業の位置図です。

梅の木沢川は、長泉町を南北に流れる、流域面積10.5km<sup>2</sup>、流路延長2kmの一級河川で、下流では黄瀬川に合流しております。

事業の概要です。

浸水被害を軽減するため、流下能力が不足する黄瀬川との合流点から上流の手城橋までの約1.6kmについて、昭和56年度から平成30年度にわたり河川の改修を実施したものでございます。

平成25年の再評価時の計画事業費20億3,000万円に対し、コストの縮減を図り、実績は19億5,800万円で事業を完了しております。

事業の概要についてご説明します。

本事業は、30年に1回の確率降雨となる時間雨量72mmによる洪水を安全に流下させることを目標としたものであります。

図にあるとおり、河道を拡幅して護岸を整備するとともに、城山橋から梅ノ木橋までの5つの橋の架け替えを実施しました。

次は、河川の改修状況の写真です。

左側の写真が改修前で、右側の写真が現在の状況となっております。

続いて、事業効果についてご説明します。

事業開始9年目の、平成2年9月の台風19号では、計画区間の宮脇橋周辺で床上浸水1戸、床下浸水9戸の浸水被害が発生しました。一方、事業完了後の令和3年7月の梅雨前線豪雨では、これと同規模の降雨が観測されたものの、浸水被害が発生しなかったことから、河川の改修による治水効果が発揮されていることが確認できました。

次に、環境への配慮と周辺施設との調和について説明します。

本事業では、既存の公園と隣接する箇所について、水際部へのアプローチが可能となるよう緩い傾斜の護岸とし、親水性の向上を図るとともに、河床に自然石を配置し、水生生物が隠れる場所の創出に努めたところでございます。

次に、事業を巡る社会情勢等の変化についてです。

河川の改修に伴い、地域交通のネック部であった橋梁を架け替えたことで、利便性の向上にも寄与いたしました。また、治水安全度の向上とともに、当地区では、国道の整備も相まって、工業団地や住宅地が進出する等のストック効果も見られております。

最後に、本事業に対する対応方針（案）についてです。

事業完了後、梅の木沢川の流域では特に浸水被害が発生しておらず、当事業による治水効果が十分発揮されております。このことから、事業効果は十分発現されており、改善措置の必要はないと考えております。

今後の対応については、河川パトロールに基づき堆積土砂の撤去や草刈りなど、適切な維持管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

ただいま河川事業の案件について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

ささいなことなんですけれども、私からいいですかね。

④の8の写真のところなんですけれども、こちらの右側の公園の方はいいと思うんですが、左側の、ちょっと1戸、新興住宅街で民家が建ってしまっていて、ここで川の斜面が

あって、手すりなどが無いなど思っています。これは私有地だったりするのかもしれないので、ちょっと微妙な感じだと思って拝見したんですけれども、地元の方々は、何かこれについてお話しされているということはないんですかね。

○杉山河川海岸整備課長 ほかの写真で、④の6の写真をご覧いただくと、管理用通路、あと市道として認定されているような、現地の交通の状況など、長泉町ともいろいろ相談しながら、こちらについては通行者の安全を図るように転落防止柵を設置しておるところでございます。ただ、ご指摘がございました④の8の区間については、ちょっと住宅が迫っておるところで、護岸の整備をさせていただいたところでございますけれども、特にここについては、地域の皆様から安全対策という声が特に上がってございません。また状況を見ながら安全対策については考えたいと思っておりますが、今のところ特にそういう声は上がっていないという状況でございます。

○加藤（裕）委員長 どうもすみません。ありがとうございました。

なかなか難しい問題かと思っております。写真を見たときに、新しい住宅だったので、ひよっとすると小さいお子さんがいるんじゃないとか、そういうところが気になっただけなんですけれども。どうもありがとうございました。

ほか、どうでしょうか。よろしいですかね。

細かいことなんですけれども、これもたしか事業費がマイナスになっていて、事後評価に2～3件あるかと思うんですけれども、こちらもそういった実績の方で金額が減っているのかと思います。ご苦労さまです。

○杉山河川海岸整備課長 発生土砂の有効利用ですとか、コスト縮減を図った上で、こんな状況になってございます。

○加藤（裕）委員長 どうもご尽力いただいてありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの河川事業の案件については終わりたいと思います。

それでは続きまして、砂防関係事業の案件につきまして、ご説明をお願いいたします。

○杉本砂防課長 砂防課長の杉本です。よろしく願いします。着座にて説明します。

砂防課が所管いたします事後評価の対象事業といたしまして、急傾斜地崩壊対策事業「両島瀬林」となります。

砂防課所管事業は、砂防等事業に係る事後評価実施要綱細目により、全体事業費が、砂防急傾斜地崩壊対策事業は5億円未満、地すべり対策事業は10億円未満の事業は事後

評価の対象から除くとしていますが、両島瀬林は事業費が5億円を超えており、事業完了から5年を経過するため、事後評価を実施するものとなります。

事業箇所の位置図になります。

両島瀬林は、JR浜松駅から北におよそ20km離れており、浜松市天竜区両島に位置しております。

こちらが詳細な位置図になりますが、両島瀬林は浜松市天竜区役所から北西に約3kmの場所になり、天竜川の支川である阿多古川の右岸側に位置しており、県道天竜東栄線沿いの急傾斜地となります。

次に、事業概要です。

両島瀬林の保全対象は、人家26戸、市道200m、県道220mとなります。

両島瀬林は、平成28年度に再評価を実施しており、事業期間が平成19年度から平成30年度。総事業費が7億200万円でしたが、実績といたしまして、事業期間は変わらず、事業費が7億8,900万円と8,700万円増加しております。増加の理由は、平成28年度に豪雨によって斜面に変状が確認されたことから、法枠工と鉄筋挿入工を追加施工したことによるものとなります。

事業概要です。施設の整備状況です。

それぞれA区域、B区域、C区域の施設の整備状況となります。

次に、過去の豪雨による被害状況でございます。

写真は、いずれも平成21年6月に発生した斜面崩壊の状況で、B区域の写真となります。平成22年以降は当地区で土砂災害は発生しておりません。

次に、事業の効果の発現状況です。

ただいまご説明したとおり、平成22年以降、当箇所で土砂災害は発生しておりません。

県内では、年間40件を超えるがけ崩れが発生していますが、急傾斜地崩壊防止施設により被害を軽減した事例がございます。当地区においても、同様に、今後がけ崩れが発生した場合には、急傾斜地崩壊防止施設を設置したことにより被害を軽減する事業効果が期待できます。

次に、事業実施による環境の変化です。

この写真にありますように、法枠工の枠内を植生吹きつけを行なうなど、浸食風化の防止とともに周辺環境との調和が進んでいます。こちらが今年5月に撮影された写真となります。

対応方針（案）です。

両島瀬林地区では、近年土砂災害は発生していないものの、県内の整備箇所では、がけ崩れの発生時に擁壁工が崩壊土砂を捕捉するなど、人家への影響を最小限にとめていることから、当地区においても同様の効果が期待できます。このことから改善措置の必要はないものとしております。

最後に、今後の課題です。

まず1点目は、「適切な維持管理の実施」です。

急傾斜地パトロールを定期的の実施し、引き続き良好な状態で施設を維持管理していきます。

2点目は、「ソフト対策と連携した人命の保護」です。

当地区は、土砂災害警戒区域に指定され、市によるハザードマップの作成・公表等が行なわれており、豪雨が予想される場合には早期の避難を行なうことで、少しでも安全を確保できるよう警戒避難体制の充実を図り、人命の保護に努めていきます。

3点目、「事業の進め方」です。

当地区では、工区ごとに説明会を行なうなど、地元住民に情報提供したことにより、用地買収や工事施工が円滑に進みました。今後の同種事業についても同様に事業を進め、安全・安心な地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。

ただいま砂防関係事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 ⑤の8でご説明をいただきました、この工法についてなんですけど、事業実施による環境の変化、「浸食風化」という言葉が出てきます。浸食風化というのは、どういう工事だと起きるのでしょうか。

○杉本砂防課長 浸食風化というのは、切った法面をそのままに置いておくと、その後の風雨等によって、雨も含めてですが、その斜面がだんだんと崩れていくこととなります。そういうことを防ぐための対策として、このような法枠工をやって法面を安定の状態にすることとしております。

○服部委員 ありがとうございます。よく見かける法面に網網されている工法ではなく、

法面にするだけでがけ崩れとかを防げる効果というのはあるんですね。

○杉本砂防課長 はい、一応法面対策として、もう1つは、安定の勾配に切るという、緩い勾配で切るというやり方もございます。今回この場合は、やはり山の斜面が非常に高かったということもあって、安定勾配にすると、それだけ切土量、残土がかなり出てしまうということもございます。ですので、ちょっと経済性を考慮した中で、この辺の工法は決めていくこととなります。

○服部委員 はい、分かりました。ありがとうございました。かなり住民の皆様にとっては安心安全な効果が出ているのだらうと拝見しました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ほか、どうでしょうか。はい、どうぞ。

○松本委員 最後の⑤の10、「今後の課題」のところにも示されておりますけれども、一番下の方で、住民への情報提供を丁寧にやったので円滑に進むというご説明があったかと思うんですけれども、具体的にもうちょっと教えてもらうことはできますか。どういうふうな感じでやると、より円滑だったかみたいな情報を。

○杉本砂防課長 はい、ありがとうございます。

今回この地区としては、回覧板を通して、定期的に事業の進捗について広報をしました。そのことによって、やはり住民の人たちが、今この工事がどの辺まで進んでいるのか。どのぐらいの効果というか、安全性が高まったのかということもありますし、あとどのぐらいしたら自分のところに工事が来るんだらうかという、今後のスケジュールも何となく見えるような形になったので、そういう面では非常によかったのかなと思っております。

○松本委員 そういった回覧板を使ってやるというのは、あんまりやられていなくて、こだけでやった話なのか、一般的な話なのか、どうなんですかね。

○杉本砂防課長 いろいろ現場ごとに、住民への周知の方法というのはあると思います。この地区以外でも、こういうような回覧板を使うケースも多々あると思いますが、この地区では、この回覧板。

あとは、ほかの地区で、最近やはりちょっと、SNSじゃないですけども、そういうものを使って広報するというのも一部では取り入れております。

○松本委員 分かりました。ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、ご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしく申し上げます。

○鳥海委員 理想論というのは重々承知の上で質問させていただくんですけども、この人家26戸を、例えばもっと被害のない地域に移転していただくということをするのに比べて、こういう地域の護岸壁をつくるみたいなことというのは、安く済むものなんでしょうか。

何となく、こういうことを全部の地域にこれからやっていくというのが、人口がどんどん少なくなって、例えば10軒とか5軒とかになっているような地域についても全部やらなければいけないのかということ将来考えたときに、難しくなってくるような気がして。逆に、中心地にもっとみんな人口を集めようみたいな話もある中で、今後どうするべきなのかなというのを、この事業を伺ってすごく思ったので、何かそういったことについてお考えとかご経験などがあったらお聞かせいただきたいんですけども。

○杉本砂防課長 ありがとうございます。そもそもこの急傾斜地崩壊対策事業というのは、人家5戸以上を対象にやっております。そういう中で、やはり地元に入ったときによく聞かれるのは、やはりその土地に住みたいという意向を持っている方が多いのが実情としてあります。ただ今、委員の先生がおっしゃったように、やはり今後、住宅の移転という話というのは一方ではあると思いますが、このところはちょっと微妙なところでして、なかなか経済性を取るのか、あるいは住民感情を取るのか、あるいは社会情勢を取っていくのかというところで、今後のそこの町の地域づくりというところも含めて、その辺の計画づくりというのが必要になってくるのかなと思っております。現在これとって、こうしていくんだという方針は、特に今は持ち合わせていないというのが現状です。

○鳥海委員 ありがとうございます。

おっしゃられたような、もう少し、「じゃ、ここはしよう」みたいな感じではなく、もうちょっと総合的な観点で計画できるような枠組みというのが出てくると、よりよいのかなと思いました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、砂防関係事業については終わりたいと思います。

それでは続きまして、漁港事業の案件につきまして、ご説明をお願いいたします。

○石井漁港整備課長 漁港整備課長の石井です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

漁港整備課が所管する事後評価対象事業は、6番の1件のみとなります。

それでは、この舞阪漁港で実施いたしました水産流通基盤整備事業について、説明いたします。

舞阪漁港は、浜名湖の今切口から東側の旧舞阪町の前面水域に展開する第3種の県営漁港です。背後に浜松市を中心とした巨大消費地を抱え、交通の要衝に位置していることから、地域産業を支える流通拠点漁港として発展してきました。主な魚種はシラスで、全国でも有数の漁獲量を誇る静岡県の中で、県内第1位の水揚げ量を誇っております。その他ノリ、カキ、マダイ等を水揚げしています。登録漁船隻数は529隻で、県内第1位の隻数となっております。

事業着手時の課題としまして、漁船の水揚げ用の岸壁、その背後に作業用地が不足していること。休憩用の岸壁の背後が狭く車両の進入が困難であること。船舶の大型化に対応できる水深の岸壁が不足していることなどによる、漁業の作業効率が低いことが挙げられていました。

では、事業の概要になります。

先ほどの課題を解決し、漁業の振興を図るため、施設の新設及び既存施設の改良を、平成14年から29年の16年間に総事業費12億5,000万円で、赤色で着色した10の施設に対し行ないました。

魚市場の近くに西ノ山岸壁を、併せてその背後に野積場用地を新設するとともに、第2舞阪船溜物揚場、第1舞阪船溜岸壁、舞阪浜表第2防波堤などの改良を行いました。

事業の整備効果について、代表事例で説明いたします。

上段は西ノ山岸壁及び野積場の整備です。

延長が不足していたシラス漁船の水揚げ用の岸壁を新設するとともに、岸壁に近接した水揚げ作業や資材保管用のスペースの不足を補うために、岸壁整備で生み出した、この三角形の部分を埋め立てて野積場を確保いたしました。岸壁の新設によりシラスの水揚げ待ちの漁船が減り、作業の効率化に寄与しております。野積場用地の新設は漁業活動の利便性の向上にも寄与しております。

下段の写真は、第2舞阪船溜物揚場の状況です。ここは、漁に出ていないときに漁船を係留し、資材の補給など、出漁の準備をするところです。従前は幅員が狭く車両の進入が困難でしたが、6mに拡幅することにより車両のすれ違いも可能となり、作業効率が大幅に向上しました。

続いて、上段が舞阪浜表第2防波堤の状況です。

防波堤の基礎捨石及び被覆石を補強することにより、地震や波浪に対して安全性が高まり、港内の漁業活動の安全性・作業性が向上いたしました。

下段は第1舞阪船溜岸壁の整備状況です。

従来は水深が2mしかなく小型の漁船しか係留できませんでしたが、3mまで掘り下げても安定するよう岸壁の構造を改良し、あわせて前面水域の浚渫を行うことで大型の漁船が係留可能となり、漁業活動の効率化に寄与しております。

次に、事業のストック効果の発現についてです。

写真は、上下段ともに魚市場が賑わっている様子です。漁業者1人当たりのシラスの水揚げ量の増から、事業の実施により効率的な漁業活動に寄与していることがうかがえます。

また、右上のグラフのように、舞阪漁港には県内第1位の529隻の漁船が登録され、活発に利活用されています。

さらに、右下のグラフのように、令和3年には1,695tのシラスを水揚げし、県内で第1位の水揚げ量を確保しており、流通拠点漁港として十分効果を発揮しているものと捉えております。

事業効果について、もう少し詳細に説明いたします。

このグラフは、事業開始の平成14年からシラスの水揚げ量の推移を表しており、青い点が県全体、オレンジ色が舞阪漁港になります。棒グラフは県内のシラス漁に占める舞阪漁港の比率になります。

水揚げ量は、気温・水温・潮流、様々な要因により変動するので、整備の効果だけを抜き出すのは非常に難しいですが、全体として減少傾向にある中、県内第1位を維持したまま安定した水揚げ量を確保していることがうかがえます。

こちらは、漁業者1人当たりの水揚げ量の推移です。整備前2.9tだったものが、完了後は3.3tに、さらに令和3年には4.8tと、漁業活動が効率化されていることがうかがえます。

また、こちらは登録漁船数の推移を示したものです。青い点が静岡県全体、オレンジ色が舞阪漁港です。後継者不足などもあり、全体として漁船数が減少している中でも、舞阪漁港は基準年と同等のレベルを維持しながら、県内第1位の登録隻数を保持し、基地港、流通拠点としての機能を保ち続けております。

まとめとして、対応方針です。

まず、評価結果として、事業の効果は十分に発現しており、改善措置の必要はないと考えております。

また、今後の課題等への対応といたしまして、発生が危惧されている大規模地震後でも水産流通機能を確保するため、引き続き平成30年度からの現行の整備計画に基づき、岸壁や護岸、防波堤、臨港道路等の漁港施設の耐震・耐津波対策を推進しております。加えて、長寿命化計画に基づく適切な維持管理を継続することが必要と考えております。

さらに、同種事業への反映といたしましては、施設の整備において、既存施設を有効活用しながら、コストを抑えるとともに、整備が完了した施設から順次供用し、投資効果の早期発現を図りながら事業を推進してまいります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。ただいま漁港事業について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

ちょっと私の方から質問させていただきたいんですけども、資料の⑥の5のところ、大型の漁船が係留可能になったところで、水の中を掘り下げているという、浚渫しているところがあるんですけども、私、海の条件というのがよく分からないんですが、浚渫すると、そこって元々たまりやすいところだったのか、それとも一度浚渫すると深さというのは維持されていて、やはり大型の漁船がとまるのに都合がいい形になるのか。その辺の状況というのをお聞かせいただければと思うんですけども。

○石井漁港整備課長 まず、元々ここはマイナス2の水深をずっと維持して管理してきたところになります。そこを1m掘り下げることによって大きい船が入って来られるようにするんですけども、基本的に、掘り下げないところとの間に少し段差が生じますけれども、そういったところにつきましては、緩やかにすりつけることによって周りから土砂が入ってくることがないような形で仕上げしております。

それから、施工に当たっては、余掘りといって少し余分目に掘り下げるのが一般的に浚渫では行われていることなので、そういったこともあり、すぐにそこに土砂が入ってきてたまってしまうということはありません。それから、私ども管理者といたしましても定期的にパトロールをしております、そういったものに対しての状況を随時観察しておるところでございます。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございました。そういう工法が確立されていると

いうことですね。どうもありがとうございました。よく分かりました。

ほか、先生方どうでしょうか。

○服部委員 この第2防波堤の整備前と整備後。これは高さは同じで、港内・港外の敷石が増えた、これによって津波対策として防波堤の役目を果たしているということでしょうか。

○石井漁港整備課長 高さもちょっとだけ嵩上げをしております。

○服部委員 高さが上がっているというのは？

○石井漁港整備課長 ちょっと写真で分かりづらくて申しわけないんですが、前面と後ろ側、港内側・港外側で、まず基礎になっているベースの部分の石を、もう1回ちゃんと積み直して、さらにベースになっている石よりもちょっと大きめな石、これは被覆石というんですけども、大きめな石を並べておくことで、常時波が当たるところは、波によって攪拌されても石が崩れにくいように重たい石で押さえてあるというか、そういうようなイメージなんですけれども、そういう形をすることで、大きな波が来たときでも防波堤が安定するような形に改良してございます。

○服部委員 ありがとうございます。

最後に、対応方針のところです。今改めた漁港整備計画では、同じような工法で効果があったので、津波対策については、こういう防波堤をこれからも増やしていくということでしょうか。

○石井漁港整備課長 引き続き、次の整備計画というのは、この3ページ目の平面図の方に戻っていただくと、今回は赤いところをやっているんですけども、それ以外のところの施設で、まだ今後改良が必要なものがございまして、引き続き30年度以降、現在も事業を進めていまして、そういったものの中では、防波堤の改良が必要なところは防波堤を改良しております。ただ、構造が今の形と違ったりするものですから、それぞれの構造に応じて工法が変わってくるものですから、必ずしもこのような形になっているとは限らないんですが、津波に対してとか地震に対して、より安定したような形の構造に改良をしております。

○服部委員 はい、ありがとうございました。

○加藤（裕）委員長 ありがとうございます。

ほか、委員の先生から質問等ございますでしょうか。

すみません。私からもう1点だけ聞かせていただいてもいいですかね。

舞阪ということで、浜松の方ということなんですけれども、シラスが代表的な指標として上がっていたんですが、舞阪は、このほかにもいろいろとれると思うんですけれども、そちらの状況で、何か資料がありますでしょうか。こちらの方はシラスがかなり重点的に取り上げられていて重要な水揚げがなされているということなんですけれども、ほかに舞阪ということで、これから見込めるものとか、そういったものはあるんでしょうかというご質問でございます。

○石井漁港整備課長 すみません。シラスがとにかくここではやっぱり一番重要で、大体水揚げの7割以上がシラスなものですから、今回も、事業に当たったの指標としても、シラスというところで整理をさせていただいております。

○加藤（裕）委員長 どうもありがとうございます。事業評価とは関係なくて、シラス漁というのが今後どうなるのかなと思ったときに、舞阪の将来性というのが気になってしまいましてご質問させていただきました。どうもありがとうございます。

ほか。久留戸先生どうぞ。

○久留戸委員 基本的なことが全然分かっていないんですけれども、種別というのは、第4とか第3とか第2、第1とあるんですけれども、これはどういう区分になっているでしょうか。

○石井漁港整備課長 漁港の種別という意味のところですよ。

1ページ目のところに、県内の地図と漁港の種別が書いた図面があるんですけれども、漁港には、法律の方で定められている1から4という種別がありまして、第1種というのは、特に伊豆半島の方に多い、津々浦々に張りついているような小さな港。これは地先の漁業に資するための漁港というのが一般的に第1種。

それから第4種というのが、県内だと福田と妻良というのが伊豆半島の先端にあるんですが、こういったものが、国の方で指定しまして、日本の海岸の沿線上で、荒天時とかに船が避難できるようにということで、そういうふうに関が指定した避難港という、そういうのに位置づけられているのが第4種という漁港になります。

次に第3種というのがありまして、県内ですと焼津とか網代とかあるんですけれども、地域の中心となって、背後に大きな市場を抱えていたりとか、背後に大きな水産加工場などを持っていたりとかして、その地域の経済活動に大きく影響するようなものを第3種というふうに位置づけています。

特に静岡県だと、焼津は、国の施策上重要だということで、「特定第3種」という名

前がついております。これは県内で1港だけになります。

2種というのは3種と1種のちょうど間ぐらいのものという、そういう位置づけで漁港というのは区分をされております。

○久留戸委員 大きさも、その規模が反映されているということですかね。黒い丸でも大きいのか小さいのかありますけれども、それは規模を反映している？

○石井漁港整備課長 そうですね。大きい丸は、県営の漁港と市町の漁港というのがありまして、県が管理している漁港は、ちょっと丸を大きめにしています。左側の表の方で、全部で48あるうち、県管理が8と書いてあって、市町管理が40と書いてある表がございますけれども、特に第1種を中心に、規模の小さいものは市町が管理しておりまして、どうしても水産業の性質上非常に重要になっているようなものが県が管理しているような、こういう形になって、県営漁港をちょっと強調するように、ちょっと大きめに表示してあります。

○久留戸委員 分かりました。すみません。ちなみに清水港というのは、あれは漁港なんですか。

○石井漁港整備課長 清水港はまた法律が違って、漁港というのは農林水産省が所管しているんですけれども、清水港とか田子の浦港とか下田港というのは、旧の運輸省、今は国土交通省になりましたけれども、その所管している港湾。漁業だけじゃなくて、物流ですとか旅客船とか、そういったものなんかをやっている港ということで、もっと用途が広範になっているものが港湾で、漁港というのは水産業に特化しているような港になります。

○久留戸委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤（裕）委員長 どうもご丁寧なご説明ありがとうございます。ほか、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは漁港事業の説明についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、長時間ありがとうございます。以上で事後評価の代表箇所6事業の審議が終了しました。

それでは最後に、事務局から今後の予定について報告をお願いいたします。

○木村建設政策課長（事務局） タブレットの0番のフォルダの5ページをご覧ください。また正面のモニターにも示させていただいております。

本日の第1回委員会では、今年度の再評価、事後評価の対象事業について、ご審議を



いただきました。

次回の第2回の委員会は11月の13日月曜日に開催予定となっており、本日の審査を踏まえまして、意見書の取りまとめをお願いいたします。詳細につきましては、後日改めて連絡させていただきます。

また、10月の16日月曜日になりますが、本日説明した事業の中から数か所選定し、現地調査を行なう予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、本日審議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、発言者のお名前を付して県ホームページに公表させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○加藤（裕）委員長 ご説明どうもありがとうございました。

これで議事は全て終了いたしました。

それでは事務局へお返しいたします。

○木村建設政策課長 本日は、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。これもちまして、令和5年度第1回静岡県事業評価監視委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時41分閉会